

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>は、差圧の確認が可能な設計とする。 居住性の確保として使用する緊急時対策所非常用空気浄化ファンは、分解が可能な設計とする。</p> <p>居住性の確保として使用する緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、開放が可能な設計とし、性能の確認が可能なようフィルタの取り出しが可能な設計とする。</p> <p>居住性の確保として使用する緊急時対策所加圧設備は、通気による機能・性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>代替電源設備として使用する緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクについては、内部の確認が可能なようマンホールを設けるとともに、油草、漏えいの確認が可能なよう油面計を設ける設計とする。</p> <p>代替電源設備として使用する緊急時対策所用発電機車は、分解点検が可能な設計とし、燃焼負荷へ接続することにより、機能・性能の確認が可能な設計とする。緊急時対策所用発電機車は、車両として、運転状態の確認が可能な設計とする。また、外観点検が可能な設計とする。</p> <p>代替電源設備として使用する緊急時対策所用発電機車用油ポンプは、試験系統により、機能・性能の確認が可能な設計とする。また、分解が可能な設計とする。</p> <p>放射線量の測定に使用する緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型エリアモニタ（加圧判断用）は、校正用線源による特性の確認が可能な設計とする。</p> <p>必要な情報を把握するために使用する情報収集設備は、機能・性能の確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定に使用する酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、特性の確認が可能なように、標準器等による校正ができる設計とする。</p>			
	<p>(2) 緊急時対策所（緊急時対策棟内） 居住性の確保として使用する緊急時対策所遮へい（緊急時対策所（緊急時対策棟内））は、主要部分の断面寸法が確認できる設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>居住性の確保として使用する緊急時対策所非常用空気浄化ファン及び緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、試験系統により、機能・性能の確認が可能な設計とする。また、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、差圧の確認が可能な設計とする。</p>			

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文＋添付書類A）
【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>常用空気浄化ファンは、分解が可能な設計とする。</p> <p>居住性の確保として使用する緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、開放が可能な設計とし、性能の確認が可能なようフィルタの取り出しが可能な設計とする。</p> <p>居住性の確保として使用する緊急時対策所加圧設備は、通気による機能・性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>代替電源設備として使用する緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクについては、内部の確認が可能なようマンホールを設けるとともに、油量、漏えいの確認が可能なよう油面計を設ける設計とする。</p> <p>代替電源設備として使用する緊急時対策所用発電機車は、分解点検が可能な設計とし、模擬負荷へ接続することにより、機能・性能の確認が可能な設計とする。緊急時対策所用発電機車は、車両として、運転状態の確認が可能な設計とする。また、外観点検が可能な設計とする。</p> <p>代替電源設備として使用する緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは、試験系統により、機能・性能の確認が可能な設計とする。また、分解が可能な設計とする。</p> <p>放射線量の測定に使用する緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型エリアモニタ（加圧制御用）は、校正用線源による特性の確認が可能な設計とする。</p> <p>必要な情報を把握するために使用する情報収集設備は、機能・性能の確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定に使用する酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、特性の確認が可能なように、標準器等による校正ができる設計とする。</p>			

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書
<p>(ad) 通信連絡設備 発電用原子炉施設には、設計基準事故から発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置（安全施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信設備（発電所内）（安全施設に属するものに限る。）を設置又はは保管する設計とする。また、緊急時対策所（指挿所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。 発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信設備（発電所外）（安全施設に属するものに限る。）を設置又はは保管する設計とする。また、緊急時対策所（指挿所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。 通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>これらの通信連絡設備については、非常用所内電源及び無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又はは保管する。 代替緊急時対策所（指挿所）への機能の移行をもって廃止する。</p>	<p>10.13 通信連絡設備 10.13.1 通常運転時等 10.13.1.1 概要 設計基準事故が発生した場合において、発電所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を設置又はは保管する。 また、発電所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線に接続する。 代替緊急時対策所の通信連絡設備は、緊急時対策所（指挿所）への機能の移行をもって廃止する。</p> <p>10.13.1.2 設計方針 (1) 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信設備（発電所内）を設置又はは保管する設計とする。また、緊急時対策所（指挿所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。 なお、警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用所内電源及び無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>(2) 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信設備（発電所外）を設置又はは保管する設計とする。 また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所外）を設置する設計とする。</p> <p>通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>なお、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、非常用所内電源及び無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p>	<p>第17条の5（資機材等の整備）に規定済</p> <p>第17条の5（資機材等の整備）に規定済</p> <p>第17条の5（資機材等の整備）に規定済</p>	<p>記載の考え方</p>	<p>該当規定文書</p> <p>規定済</p> <p>規定済</p> <p>規定済</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <p>変更なし</p> <p>変更なし</p> <p>変更なし</p>

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	記載すべき内容	原子炉施設保安規定 記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>(vii) 通信連絡設備 発電用原子炉施設においては、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー・鳴動等により行うことができる装置及び音声等に設置及び音声等により行うことができる装置及び運転指令設備、電力保安通信設備等の多様性を確保した通信設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。また、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）へ事故状態等の把握に必要なデータを送信できるデータ伝送設備（発電所内）として、緊急時連転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDS データ表示装置を設置する設計とする。</p> <p>（中略）</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。代替緊急時対策所の通信連絡設備は、緊急時対策所（指揮所）への機能の移行をもって廃止する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）及び緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）を設ける。</p> <p>通信設備（発電所内）として、重大事故等が発生した場合に必要な衛星携帯電話設備、無線連絡設備及び携帯電話設備及び携帯型通話設備は、中央制御室、原子炉補助建屋、緊急時対策棟（指揮所）又は緊急時対策棟に設置又は保管する設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）として、緊急時連転パラメータ伝送システム（SPDS）は、原子炉補助建</p>	<p>10.13.1.3 主要設備 10.13.1.3.1 通信連絡設備（1号及び2号炉共用） (1) 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー・鳴動等により行うことができる装置及び音声等に設置及び音声等により行うことができる装置及び運転指令設備、電力保安通信設備等の多様性を確保した通信設備（発電所内）を設置又は保管する。また、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）へ事故状態等の把握に必要なデータを送信できるデータ伝送設備（発電所内）として、緊急時連転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDS データ表示装置を設置する。なお、警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用内電源及び無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>（中略）</p> <p>10.13.2 重大事故等時 10.13.2.1 概要 重大事故等が発生した場合において、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。代替緊急時対策所の通信連絡設備は、緊急時対策所（指揮所）への機能の移行をもって廃止する。</p> <p>10.13.2.2 設計方針 重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）及び緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）を設ける。</p> <p>通信設備（発電所内）として、重大事故等が発生した場合に必要な衛星携帯電話設備、無線連絡設備及び携帯電話設備及び携帯型通話設備は、中央制御室、原子炉補助建屋、緊急時対策棟（指揮所）又は緊急時対策棟に設置又は保管する設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）として、緊急時連転パラメータ伝送システム（SPDS）は、原子炉補助建</p>	<p>第17条の5（資機材等の整備）に規定済</p> <p>規定済</p> <p>変更なし</p> <p>規定済</p> <p>変更なし</p>	<p>記載の考え方</p>	<p>該当規定文書</p> <p>社内規定文書</p>	<p>記載内容の概要</p>
<p>（この欄は、本文+添付書類Aの記載内容から保安規定への記載内容（本文+添付書類A）を抽出したものである。）</p>	<p>（この欄は、本文+添付書類Aの記載内容から保安規定への記載内容（本文+添付書類A）を抽出したものである。）</p>	<p>（この欄は、本文+添付書類Aの記載内容から保安規定への記載内容（本文+添付書類A）を抽出したものである。）</p>	<p>（この欄は、本文+添付書類Aの記載内容から保安規定への記載内容（本文+添付書類A）を抽出したものである。）</p>	<p>（この欄は、本文+添付書類Aの記載内容から保安規定への記載内容（本文+添付書類A）を抽出したものである。）</p>	<p>（この欄は、本文+添付書類Aの記載内容から保安規定への記載内容（本文+添付書類A）を抽出したものである。）</p>

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文+添付書類A）
【10.13 通信連絡設備】

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 記載内容の概要
<p>設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可</p> <p>(SPDS) は、原子炉補助建屋に設置し、SPDS データ表示装置は、緊急時対策棟(指挿所)又は緊急時対策棟に設置する設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話(固定型)は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話(固定型)の電源は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合にも、代替電源設備である大容量空冷式発電機及び緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話(携帯型)及び無線連絡設備のうち無線通話装置(携帯型)及び携帯型通話設備の電源は、充電池又は乾電池を使用する設計とする。</p> <p>充電池を用いるものについては、予備の充電池と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電池は、中央制御室、緊急時対策所(指挿所)又は緊急時対策棟内の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。また、SPDS データ表示装置に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。</p>	<p>設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可</p> <p>屋に設置し、SPDS データ表示装置は、緊急時対策棟(指挿所)又は緊急時対策棟に設置する設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話(固定型)は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話(固定型)の電源は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機及び緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話(携帯型)、無線連絡設備のうち無線通話装置(携帯型)及び携帯型通話設備の電源は、充電池又は乾電池を使用する設計とする。</p> <p>充電池を用いるものについては、予備の充電池と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電池は、中央制御室、緊急時対策所(指挿所)又は緊急時対策棟内の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。また、SPDS データ表示装置に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 衛星携帯電話設備(衛星携帯電話(固定型、携帯型))(1号及び2号炉共用) • 無線連絡設備(無線通話装置(携帯型))(1号及び2号炉共用) • 携帯型通話装置(携帯型有線通話装置)(1号及び2号炉共用) • 緊急時運転パラメータ伝送システム(SPDS)(1号及び2号炉共用) • SPDS データ表示装置(1号及び2号炉共用) • 大容量空冷式発電機(10.2 代替電源設備) • 代替緊急時対策所用発電機(1号及び2号炉共用) <p>(10.10 緊急時対策所)</p>		<p>記載の考え方</p>	<p>社内規定文書 記載内容の概要</p> <p>該当規定文書 (既存)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 保修基準 (既存) • 保安規定に基づく保修業務要領 (既存) • 放射線管理基準 (既存) • 放射線管理要領 (既存)

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 記載内容の概要
<p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡を必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）及び発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）を設ける。</p> <p>通信設備（発電所外）として、重大事故等が発生した場合に必要な衛星携帯電話設備及び統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、緊急時対策棟（指揮所）又は緊急時対策棟に設置又は保管する設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）として、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）は、原子炉補助建屋又は緊急時対策所（免震重要棟内）に設置する設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）の電源は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（携帯型）の電源は、充電池を使用しており、予備の充電池と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電池は、中央制御室、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の電源から充電することができる設計とする。</p> <p>統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。</p>	<p>緊急時対策所用発電機車（1号及び2号炉共用）（10.10 緊急時対策所） 大容量空冷式発電機については、「10.2 代替電源設備」にて記載する。 緊急時対策所用発電機車については、「10.10 緊急時対策所」にて記載する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡を必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）及び発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）を設ける。</p> <p>通信設備（発電所外）として、重大事故等が発生した場合に必要な衛星携帯電話設備及び統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、緊急時対策棟（指揮所）又は緊急時対策棟に設置又は保管する設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）として、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）は、原子炉補助建屋又は緊急時対策所（免震重要棟内）に設置する設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）の電源は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（携帯型）の電源は、充電池を使用しており、予備の充電池と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電池は、中央制御室、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の電源から充電することができる設計とする。</p> <p>統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。</p>			

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文+添付書類A）
【10.13 通信連絡設備】

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 記載内容の概要
<p>合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。</p> <p>緊急時対策支援システム（ERSS）等へのデータ伝送の機能に係る設備については、固縛又は転倒防止処置を講じ、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>大容量空冷式発電機については、「ス.(2)(iv)代替電源設備」にて記載する。</p> <p>緊急時対策用発電機重については、「ス.(3)(vi)緊急時対策所」にて記載する。</p> <p>運転指令設備（1号及び2号炉共用）一式</p> <p>非常用サイレン（1号及び2号炉共用）一式</p> <p>加入電話設備（1号及び2号炉共用）一式</p> <p>電力保安通信用電話設備（1号及び2号炉共用）一式</p> <p>テレビ会議システム（社内）（1号及び2号炉共用）一式</p> <p>衛星携帯電話設備（1号及び2号炉共用）一式</p> <p>無線連絡設備（1号及び2号炉共用）一式</p> <p>携帯型通話設備（1号及び2号炉共用）一式</p> <p>統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備（1号及び2号炉共用）一式</p> <p>緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）（1号及び2号炉共用）一式</p>	<p>大容量空冷式発電機又は緊急時対策所（免震重要棟内）用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>緊急時対策支援システム（ERSS）等へのデータ伝送の機能に係る設備については、固縛又は転倒防止処置を講じ、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛星携帯電話設備（衛星携帯電話（固定型、携帯型））（1号及び2号炉共用） 統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、衛星通信装置（電話）、IP-FAX）（1号及び2号炉共用） 緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）（1号及び2号炉共用） 大容量空冷式発電機（10.2 代替電源設備） 代替緊急時対策用発電機（1号及び2号炉共用）（10.10 緊急時対策所） 緊急時対策用発電機重（1号及び2号炉共用）（10.10 緊急時対策所） <p>大容量空冷式発電機については、「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p> <p>緊急時対策用発電機重については、「10.10 緊急時対策所」にて記載する。</p> <p>（中略）</p> <p>10.13.2.2.5 環境条件等 基本方針については、「1.1.8.3 環境条件等」に示す。</p> <p>携帯型通話設備は、重大事故等時における建屋内（原子炉格納容器内を除く。）及び屋外の環境条件を考慮した設計とする。人が携行して使用が可能な設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（携帯型）及び無線連絡設備のうち無線通話装置（携帯型）は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。人が携行して使用が可能な設計とする。</p> <p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）、統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDS データ表示装置は、重大事故等時における中央制御室、原子炉補助建屋、緊急時対策棟（指所）又は緊急時対策棟のそれぞれの環境条件を考慮した設計とする。</p>			

【5.1 重大事故等対策】

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>A. 1号炉</p> <p>(1) 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力</p> <p>(中略)</p> <p>(i) 重大事故等対策</p> <p>(中略)</p> <p>d. 手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備</p> <p>重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるよう、手順書を整備し、教育及び訓練を実施するとともに、要員を確保する等の必要な体制を整備する。</p> <p>(a) 手順書の整備</p> <p>重大事故等発生時において、事象の種類及び事象の進展に応じて重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるよう手順書を整備する。</p> <p>さらに、使用主体に応じた手順書として、運転員が使用する手順書（以下「運転部用手順書」という。）、発電所緊急時対策本部が使用する手順書（以下「緊急時対策本部用手順書」という。）及び発電所緊急事態対策本部のうち支援組織が使用する手順書（以下「支援組織用手順書」という。）を整備する。</p> <p>(中略)</p>	<p>5. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力</p> <p>(中略)</p> <p>5.1 重大事故等対策</p> <p>5.1.1 重大事故等対処設備に係る事項</p> <p>(中略)</p> <p>(1) 手順書の整備</p> <p>重大事故等発生時において、事象の種類及び事象の進展に応じて重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるよう手順書を整備する。</p> <p>さらに、使用主体に応じた手順書として、運転員が使用する手順書（以下「運転部用手順書」という。）、発電所緊急時対策本部が使用する手順書（以下「緊急時対策本部用手順書」という。）及び発電所緊急事態対策本部のうち支援組織が使用する手順書（以下「支援組織用手順書」という。）を整備する。</p> <p>(中略)</p>	<p>第17条の6（重大事故等発生時の体制の整備）、添付2及び添付3に規定済</p>			
<p>(a-7) 有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう、運転員、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。</p> <p>固定源に対しては、運転員、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。</p> <p>可動源に対しては、換気設備の隔離等により、運転員及び緊急時対策本部要員が事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができようようにする。</p> <p>予期せぬ有毒ガスの発生に対応するため、運転員及び緊急時対策本部要員のうち</p>	<p>g. 有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう、運転員、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。</p> <p>敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）に対しては、運転員、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。</p> <p>発電所構内において輸送手段の輸送容器等に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）に対しては、換気設備の隔離等により、運転員及び緊急時対策本部要員が事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができようようにする。</p> <p>予期せぬ有毒ガスの発生に対応するため、運転員及び緊急時対策本部要員のうち</p>	<p>第17条の6（重大事故等発生時の体制の整備）、添付2及び添付3に規定済</p>		<p>・非常事態対策要員 (既存)</p>	<p>防護員の配備場所変更を反映する。</p>

【5.1 重大事故等対策】

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>初動対応を行う者に対して配備した防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう手順と体制を整備する。</p> <p>有毒ガスの発生による異常を検知した場合は、運転員に連絡し、運転員が通信連絡設備により、有毒ガスの発生を発電所内の必要な要員に周知する手順を整備する。</p> <p>(中略)</p> <p>(c) 体制の整備 重大事故等発生時において重大事故等に対応するための体制として、以下の基本方針に基づき整備する。</p> <p>(中略)</p> <p>(c-2) 実施組織を、運転員等により事故拡大防止に必要な運転上の措置を実施する班、発電設備の応急復旧計画の策定及び措置を実施する班、放射線量並びに放射線物質の濃度における放射線量及び放射線物質の濃度の状況把握及び災害対策活動に従事する要員の被ばく管理を実施する班、建物及び構築物の応急復旧計画の策定及び措置を実施する班で構成し、必要な役割の分担を行い、重大事故等対策が円滑に実施できる体制を整備する。</p>	<p>初動対応を行う者に対して配備した防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう手順と体制を整備する。</p> <p>有毒ガスの発生による異常を検知した場合は、運転員に連絡し、運転員が通信連絡設備により、有毒ガスの発生を発電所内の必要な要員に周知する手順を整備する。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 体制の整備 重大事故等発生時において重大事故等に対応するための体制として、以下の基本方針に基づき整備する。</p> <p>(中略)</p> <p>b. 実施組織を、運転班（運転員（当直員）を含む。）、保修班、安全管理班及び土木建築班により構成し、必要な役割の分担を行い、重大事故等対策が円滑に実施できる体制を整備する。</p> <p>運転班は、運転員（当直員）の任務、事故拡大防止に必要な運転上の措置、発電設備の保安維持を行う。</p> <p>保修班は、発電設備の応急復旧計画の策定及びそれに基づく措置並びに消火活動を行う。</p> <p>安全管理班は、発電所及びその周辺（周辺海域）における放射線量並びに放射性物質の濃度の状況把握、災害対策活動に従事する要員の被ばく管理、放射線管理上の立入制限区域の設定管理、中央制御室及び緊急時対策所（指輪所）におけるチェンジングエリア設置を行う。</p> <p>土木建築班は、建物及び構築物の応急復旧計画の策定及びそれに基づく措置を行う。</p>	<p>1.1 体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備 (1) 体制の整備 a. 防災課長は、以下に示す重大事故等対策を実施する実施組織及びその支援組織の役割分担及び責任者などを規定文書に定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。</p> <p>(中略)</p> <p>(f) 実施組織の班構成及び必要な役割分担は、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。 a. 運転班は、運転員（当直員）の任務、事故拡大防止に必要な運転上の措置、原子炉施設の保安維持を行う。 b. 保修班は、原子炉施設（土木建築設備を除く。）の応急復旧計画の策定及びそれに基づく措置並びに原子炉施設の消火活動を行う。 c. 安全管理班は、発電所及びその周辺（周辺海域）における放射線量並びに放射性物質の濃度の状況把握、災害対策活動に従事する緊急時対策本部要員の被ばく管理、放射線管理上の立入制限区域の設定管理、中央制御室及び緊急時対策所（指輪所）におけるチェンジングエリア設置を行う。 d. 土木建築班は、原子炉施設のうち、土木建築設備の応急復旧計画の策定及びそれに基づく措置を行う。</p>	<p>・設置変更許可申請書の記載内容を反映</p>	<p>・非常事態対策基準（既存） 【緊急時対策本部に関する事項】 ・放射線管理基準（既存） ・放射線管理要領（既存） 【要員の被ばく管理に関する事項】</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>
<p>(c-5) 重大事故等対策の実施が必要な状況において、緊急時体制を発令し、重大事故等対策要員及び緊急時対策本部要員の非常召集ネットワークを行い、所長（原子力防災管理者）を本部長とすする発電所対策本部を設置する。その中に実施組織及び支援組織を設置し重大事故等の対策を実施する。</p> <p>時間外、休日（夜間）においては、重大事</p>	<p>e. 所長（原子力防災管理者）は、警戒事象（原子力発電所特別措置法第10条の可能性がある事故、故障等又は自然災害発生）により緊急時体制を発令し、重大事故等対策要員及び緊急時対策本部要員の非常召集ネットワークを行い、所長（原子力防災管理者）を本部長とする発電所対策本部を設置する。その中に実施組織及び支援組織を設置し重大事故等の対策を実施する。</p>	<p>(7) 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために実施組織に必要な要員として、第12条に規定する運転員、緊急時対策本部要員、重大事故等対策要員及び特重施設要員について、以下のとおり役割及び人数を割り当て確保する。</p> <p>(中略)</p>			

【5.1 重大事故等対策】

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>故等が発生した場合、速やかに対策の対応を行うため、発電所内又は発電所近傍に緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員を常時確保し、体制を強化する。</p> <p>(中略)</p> <p>重大事故等が発生した場合、重大事故等対策要員のうち初動対応要員は、中央制御室に参集するとともに、緊急時対策本部要員と初動後対応要員は、緊急時対策所(指揮所)又は緊急時対策所(緊急時対策棟内)に参集し、通報連絡、給水確保及び電源確保等の全要員の任務に応じた対応を行う。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>策を実施する。</p> <p>時間外、休日(夜間)においては、重大事故等が発生した場合、速やかに対策の対応を行うため、発電所内又は発電所近傍に緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員を常時確保し、体制を強化する。</p> <p>(中略)</p> <p>重大事故等が発生した場合、重大事故等対策要員のうち初動対応要員は、中央制御室に参集するとともに、緊急時対策本部要員と初動後対応要員は、緊急時対策所(指揮所)又は緊急時対策所(緊急時対策棟内)に参集し、通報連絡、給水確保及び電源確保等の全要員の任務に応じた対応を行う。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>b 重大事故等対策要員のうち初動対応要員は、中央制御室に参集するとともに、緊急時対策本部要員と初動後対応要員は、緊急時対策所(指揮所)に参集し、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の任務に応じた対応を行う。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映</p>	<p>・非常事態対策基準(既存) 【緊急時対策本部に關する事項】 ・運転基準(既存) 【運転員等の管理】</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>
<p>(c-8) 実施体制が実効的に活動するための施設及び設備等を整備する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、実施体制及び支援組織が定められた役割を遂行するために、関係箇所との連携を図り迅速な対応により事故対応を円滑に実施することが必要なことから、支援組織が、発電所内外に通信連絡を行い、関係箇所と連携を図るための統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビスイッチングシステムを含む)を整備する。</p> <p>さらに、実施組織が中央制御室、緊急時対策所(指揮所)又は緊急時対策所(緊急時対策棟内)及び現場との連携を図るため、携帯型有線通話装置等を整備する。</p>	<p>h. 実施体制が実効的に活動するための施設及び設備等を整備する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、実施体制及び支援組織が定められた役割を遂行するために、関係箇所との連携を図り迅速な対応により事故対応を円滑に実施することが必要なことから、以下に施設及び設備を整備する。</p> <p>支援組織が、必要なプラントのパラメータを確認するための緊急時連動パラメータ伝送システム(SPDS)及びSPDS データ表示装置、発電所内外に通信連絡を行う関係箇所と連携するための統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビスイッチングシステムを含む。)、衛星携帯電話設備及び携帯型有線通話装置を備えた緊急時対策所(指揮所)又は緊急時対策所(緊急時対策棟内)を整備する。</p> <p>実施組織が、中央制御室、緊急時対策所(指揮所)又は緊急時対策所(緊急時対策棟内)及び現場との連携を図るため、携帯型有線通話装置、無線通話装置(携帯型)及び衛星携帯電話設備を整備する。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>(r) 実施組織及び支援組織が実効的に活動するための以下の施設及び設備等について管理する。</p> <p>a 支援組織が、必要なプラントのパラメータを確認するための緊急時連動パラメータ伝送システム(SPDS)及びSPDS データ表示装置、発電所内外に通信連絡を行う関係箇所と連携を図るための統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備等(テレビスイッチングシステムを含む。)を備えた緊急時対策所(指揮所)</p> <p>b 実施組織が中央制御室、緊急時対策所(指揮所)及び現場との連携を図り作業内容及び現場状況の情報共有を実施するための携帯型通話設備等</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映</p>	<p>・非常事態対策基準(既存) 【緊急時対策本部に關する事項】 ・技術基準(既存) ・通信連絡設備管理要領(既存) 【通信連絡設備の整備に關する事項】</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>(ii) 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項</p> <p>a. 可搬型設備等による対応</p> <p>(a-3) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備及びびその対応操作</p> <p>(a-3-1) 大規模損壊発生時の対応手順書の適用条件と判断フロー</p> <p>(中略)</p> <p>(a-3-1-2) 緩和操作を選択するための判断フロー</p> <p>大規模損壊時に対応する手順による対応を判断後、発電用原子炉施設の被害状況を把握するための手段を用いて施設の損壊状況及びプラントの状態等を把握し、各対応操作の実行判断を行うための手段に基づいて、事象進展に応じた対応操作を選定する。緩和操作を選択するための判断フローは、中央制御室の監視及び制御機能の喪失により状況把握が困難な場合には、外から状況把握に従った内部の状況確認による優先順位に従った内部の状況確認を順次行い、必要の都度緩和措置を行う。また、中央制御室又は緊急時対策所（指揮所）若しくは緊急時対策所（緊急時対策棟内）での監視機能が一部が健全であり、速やかな安全機能等の状況把握が可能な場合には、内部の状況から全体を速やかに把握し、優先順位を付けて喪失した機能を回復又は代替させる等により緩和措置を行う。また、適切な個別操作を速やかに選択できるように、当該フローに個別操作への移行基準を明確化する。</p> <p>なお、個別操作を実行するために必要な重大事故等対処設備又は設計基準事故対処設備の使用可否については、大規模損壊時に対応する手順に基づく当該設備の状況確認を実施することにより判断する。</p>	<p>5.2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項</p> <p>5.2.1 可搬型設備等による対応</p> <p>(3) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備及びびその対応操作</p> <p>a. 大規模損壊発生時の対応手順書の適用条件と判断フロー</p> <p>(中略)</p> <p>(b) 緩和操作を選択するための判断フロー</p> <p>大規模損壊時に対応する手順による対応を判断後、発電用原子炉施設の被害状況を把握するための手段を用いて施設の損壊状況及びプラントの状態等を把握し、各対応操作の実行判断を行うための手段に基づいて、事象進展に応じた対応操作を選定する。緩和操作を選択するための判断フローは、中央制御室の監視及び制御機能の喪失により状況把握が困難な場合には、外から状況把握に従った内部の状況確認による優先順位に従った内部の状況確認を順次行い、必要の都度緩和措置を行う。また、中央制御室又は緊急時対策所（指揮所）若しくは緊急時対策所（緊急時対策棟内）での監視機能が一部が健全であり、速やかな安全機能等の状況把握が可能な場合には、内部の状況から全体を速やかに把握し、優先順位を付けて喪失した機能を回復又は代替させる等により緩和措置を行う。また、適切な個別操作を速やかに選択できるように、当該フローに個別操作への移行基準を明確化する。</p> <p>なお、個別操作を実行するために必要な重大事故等対処設備又は設計基準事故対処設備の使用可否については、大規模損壊時に対応する手順に基づく当該設備の状況確認を実施することにより判断する。</p>	<p>重大事故等及び大規模損壊対応にかかる実施基準</p> <p>2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項</p> <p>(6) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備及びびその対応操作</p> <p>ア. 大規模損壊発生時の対応手順書の適用条件と判断フロー</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 緩和操作を選択するための判断フロー</p> <p>本部長は、大規模損壊時に対応する手順による対応を判断後、原子炉施設の被害状況を把握するための手段を用いて施設の損壊状況及びプラントの状態等を把握し、各対応操作の実行判断を行うための手段に基づいて、事象進展に応じた対応操作を選定する。</p> <p>緩和操作を選択するための判断フローは、中央制御室の監視及び制御機能の喪失により状況把握が困難な場合には、外からの目視による確認又は可搬型計測器による優先順位に従った内部の状況確認を順次行い、必要の都度緩和措置を行う。</p> <p>中央制御室又は緊急時対策所（指揮所）での監視機能が一部が健全であり、速やかな安全機能等の状況把握が可能な場合には、内部の状況から全体を速やかに把握し、優先順位を付けて喪失した機能を回復又は代替させる等により緩和措置を行う。また、適切な個別操作を速やかに選択できるように、当該フローに個別操作への移行基準を定める。</p> <p>なお、個別操作を実行するために必要な重大事故等対処設備又は設計基準事故等対処設備の使用可否については、大規模損壊時に対応する手順に基づいて当該設備の状況確認を実施することにより判断する。</p>	<p>設置変更許可申請書の変更内容を反映</p>	<p>非常事態対策基準（既存） （添付：大規模損壊時対応ガイドライン）</p>	<p>設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>
<p>(a-3-2) 優先順位に係る基本的な考え方</p> <p>環境への放射性物質の放出低減を最優先に考え、炉心損傷の潜在的可能性を最小限にすることも、炉心損傷を少しも遅らせることも、炉心損傷を少しも遅らせることに寄与できるとして、初期活動を行うとともに、事故対応への影響を把握するため、火災の状況を確認する。また、対応要員及び残存する資源等を基に有効かつ効果的な対応を選定</p>	<p>b. 優先順位に係る基本的な考え方</p> <p>大規模損壊発生時には、環境への放射性物質の放出低減を最優先に考え、炉心損傷の潜在的可能性を最小限にすることも、炉心損傷を少しも遅らせることに寄与できるとして、初期活動を行うとともに、事故対応への影響を把握するため、火災の状況を確認する。また、対応要員及び残存する資源等を基に有効かつ効果的な対応を選定</p>	<p>イ 優先順位に係る基本的な考え方 (規定済)</p>			

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>し、事故を収束させる対応を行う。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>かつ効率的な対応を選定し、事故を収束させる対応を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>上記の火災への対応を含む優先順位に係る基本的な考え方に基づく、大規模損壊発生時の初動対応及び大規模火災への対応について、優先順位に従った具体的な対応を以下に示す。</p> <p>(a) 大規模損壊が発生又は発生する恐れがある場合、当直課長又は原子力防災管理者は事象に応じた以下の対応及び確認を行う。</p> <p>イ、事前予測ができない自然災害（地震）又は大型航空機の衝突が発生した場合</p> <p>中央制御室が機能している場合は、当直課長は地震は緊急地震速報及び地震に伴う警報等により、航空機衝突は衝撃音及び衝突音等により事象を検知し、被災状況、運転状況の確認を行い、原子力防災管理者へ状況報告を行う。なお、中央制御室が機能していない場合は当直課長から原子力防災管理者へ連絡がない場合は、原子力防災管理者が地震は緊急地震速報等により、航空機衝突は衝撃音及び衝撃音等により事象を検知し、中央制御室へ状況の確認、連絡を行うと共に、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）へ要員の非常召集及び外部への通報連絡を行う。</p> <p>ロ、事前予測ができて自然災害（津波）が発生した場合</p> <p>大津波警報が発令された場合、当直課長は原則として発電用原子炉を手動停止し、所内関係者へ避難指示を出すとともに原子力防災管理者へ状況連絡を行う。連絡を受けた原子力防災管理者は、要員を一旦直所へ避難させた後、第2、第3波の津波の情報を継続的に収集しながら、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）へ要員の非常召集及び外部への通報連絡を行う。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>イ 対応拠点 本部長を含む対応要員等（特重施設の拠点を除く）が対応を行うに当たっての基本とし、特重施設要員が対応を行うに当たっての拠点は緊急時制御室とする。緊急時対策所（指揮所）以外の代替</p>	<p>設置変更許可申請書の変更内容を反映</p>	<p>非常事態対策基準 (既存) (添付：大規模損壊時対応ガイドライン)</p>	<p>社内規定文書 記載内容の概要</p> <p>・設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p>
	<p>(4) 大規模損壊発生時の対応拠点 大規模損壊が発生した場合において、本部長を含む緊急時対策本部要員等が対応を行うに当たっての拠点は、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）が基本となる。また、運転員（当直員）の拠点については、中央制御室が機能している</p>		<p>設置変更許可申請書の変更内容を反映</p>	<p>非常事態対策基準 (既存) 【対応拠点に関する事項】</p>	<p>設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定			
		記載すべき内容	記載の考え方		
	<p>場合は中央制御室とするが、中央制御室が機能していない場合や火災等により運転員（当直員）に危険が及ぶ恐れがある場合は、施設の損壊状況及び対応可能な要員等を勘案し緊急時対策本部が判断する。なお、<u>緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）以外の代替可能なスペースも状況に応じて活用する。</u></p>	<p>可能なスペースも状況に応じて活用する。</p>	<p>記載すべき内容</p>	<p>該当規定文書</p>	<p>社内規定文書 記載内容の概要</p>

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可		設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>第10.1表（添付書類は第5.1.1表）</p> <p>1.14 電源の確保に関する手順等</p> <p>（燃料補給）</p> <p>（中略）</p>	<p>1.14.2 重大事故等時の手順等</p> <p>（中略）</p> <p>1.14.2.4 燃料の補給手順等</p> <p>（中略）</p> <p>(1) 大容量空冷式発電機用燃料タンク等への燃料（重油）補給</p> <p>（中略）</p> <p>c. 操作の成立性</p> <p>（中略）</p>	<p>なお、重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料（重油）の備蓄量として、「1.6 原子炉格納容器内の冷却のための手順等」及び「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」に示す燃料（重油）も含め、燃料油貯蔵タンク（約108kℓ、2基）、燃料油貯蔵タンク（約147kℓ、2基）、大容量空冷式発電機用燃料タンク（約20kℓ、1基）を管理する。</p> <p>（以下、省略）</p>	<p>(配慮すべき事項)</p> <p>1 燃料補給</p> <p>（中略）</p> <p>(1) 大容量空冷式発電機用燃料タンク等への燃料（重油）補給</p> <p>（中略）</p> <p>2 燃料の管理</p> <p>重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料（重油）の備蓄量として、表-6「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」及び表-13「重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」に示す燃料（重油）も含め、燃料油貯蔵タンク、燃料油貯蔵タンク、大容量空冷式発電機用燃料タンクの貯油量を管理する。</p> <p>（以下、省略）</p>	<p>設置変更許可申請書の變更内容を反映</p>	<p>・ 保修基準（既存）</p> <p>・ 保安規定に基づく保修業務要領（既存）</p>	<p>・ 設置変更許可申請書の變更内容を反映する。</p>

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可		原子炉施設保安規定 記載すべき内容		記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	第 10.1 表（添付書類は第 5.1.1 表） 1.17 監視測定等に関する手順等 （中略）	1.17.2 重大事故等時の手順等 1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等 （中略） (2) 可搬型モニタリングポストによる放射線量の代替測定 （中略） b. 操作手順 可搬型モニタリングポストによる放射線量の代替測定を行う手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第 1.17.3 図に示す。 ① 安全管理班長は、手順着手の判断基準に基づき、安全管理班に可搬型モニタリングポストによる放射線量の代替測定の開始を指示する。 ② 安全管理班は、緊急時対策棟（指揮所）内に設置する緊急時対策所（以下「緊急時対策所（指揮所）」という。）又は緊急時対策棟内に設置する緊急時対策所（以下「緊急時対策所（緊急時対策棟内）」という。）に移動し、監視局ハコンを起動する。 ③ 安全管理班は、必要とする数量の可搬型モニタリングポスト本体、バッテリー部及び衛星携帯アンテナ部を車等に積載し、測定場所まで運搬・配置し、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）までデータが伝送されていることを確認し、監視・測定を開始する。 ④ 安全管理班は、可搬型モニタリングポストの記録装置（電子メモリ）に測定データを記録し、保存する。 なお、記録装置の電源が切れた場合でも電子メモリ内の測定データは消失しない。 ⑤ 安全管理班は、使用中に充電池の残量が少ない場合、予備の充電池と交換する。（連続 7 日間以上使用可能）	2 可搬型モニタリングポストによる放射線量の代替測定 （中略）	・放射線管理基準（既存） ・放射線管理要領（既存） 【可搬型モニタリングポストによる代替測定】 ・運転基準（既存） 【警報確認】	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。		

（以下、省略）

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可		設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可		原子炉施設保安規定 記載すべき内容		記載の考え方		該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>原子炉災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、海側敷地境界付近を含み原子炉格納施設を囲む8方位の放射線量は、可搬型エリアモニタにより監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。</p>	<p>可搬型エリアモニタによる放射線量の測定 原子炉災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、海側敷地境界付近を含み原子炉格納施設を囲む8方位の放射線量は、可搬型エリアモニタにより測定し、並びにその測定結果を記録する。可搬型エリアモニタの配置位置を第1.17.4図に示す。 なお、配置する可搬型エリアモニタのうち、1台を緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の加圧判断用のエリアモニタとして使用する。</p> <p>(中略)</p> <p>b. 操作手順 可搬型エリアモニタによる放射線量測定を行う手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17.5図に示す。 ① 安全管理班長は、手順着手の判断基準に基づき、安全管理班に可搬型エリアモニタによる放射線量の測定開始を指示する。 ② 安全管理班は、必要とする数量の可搬型エリアモニタ、記録装置、送信器、中継器及び受信器を車等に積載し、保管場所である緊急時対策棟（指揮所）又は緊急時対策棟から測定場所まで運搬・配置し、監視・測定を開始する。中継器は、通信を考慮した場所に取り付ける。 ③ 安全管理班は、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）に移動し、監視局パノンを起動し、データが伝送されていることを確認する。 ④ 安全管理班は、可搬型エリアモニタの記録装置（電子メモリ）に測定データを記録し、保存する。なお、記録装置の電源が切れた場合でも電子メモリ内の測定データは消失しない。 安全管理班は、使用中に乾電池の残量が少ない場合は、予備の乾電池と交換する。（連続7日間以上使用可能）</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>3 可搬型エリアモニタによる放射線量の測定 (規定済)</p> <p>(中略)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・非常事態対策基準（既存） ・放射線管理基準（既存） ・放射線管理要領（既存） <p>同上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。 				

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定			社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要	
	<p>(4) 放射性物質の濃度の代替測定 a. 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定 (中略)</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、安全管理班2名にて実施し、一連の作業(1箇所あたり)の所要時間は、試料採取を実施する発電所敷地内及び発電所敷地境界付近で、最大約1時間と想定する。 <u>円滑に作業ができるよう、緊急時対策所(指揮所)又は緊急時対策所(緊急時対策棟内)との連絡用に通信設備等を整備する。</u> (以下、省略)</p>	<p>4 放射性物質の濃度の代替測定 (1) 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定</p>		<ul style="list-style-type: none"> 非常事態対策基準(既存) 技術基準(既存) 通信連絡設備管理要領(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 設置変更許可申請書の変更内容を反映する。 	
	<p>(5) 放射能測定装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定 (中略)</p> <p>a. 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定 (中略)</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、安全管理班2名にて実施し、一連の作業(1箇所あたり)の所要時間は、試料採取を実施する発電所敷地内及び発電所敷地境界付近で、最大約1時間と想定する。 <u>円滑に作業ができるよう、緊急時対策所(指揮所)又は緊急時対策所(緊急時対策棟内)との連絡用に通信設備等を整備する。</u></p> <p>b. 放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定 (中略)</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、安全管理班3名にて実施し一連の作業の所要時間は、約3時間と想定する。 <u>円滑に作業ができるよう、緊急時対策所(指揮所)又は緊急時対策所(緊急時対策棟内)との連絡用に通信設備等を整備する。</u></p>	<p>5 放射能測定装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定 (中略) (1) 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定</p> <p>(2) 放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定</p>	<ul style="list-style-type: none"> 非常事態対策基準(既存) 技術基準(既存) 通信連絡設備管理要領(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 設置変更許可申請書の変更内容を反映する。 		

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可		設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可		原子炉施設保安規定 記載すべき内容		社内規定文書 記載内容の概要	
設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要		
	<p>c. 放射能測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定手順 (中略)</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、安全管理班2名にて実施し、一連の作業(1箇所あたり)の所要時間は、試料採取を実施する発電所敷地内及び発電所敷地境界付近で、最大約1時間と想定する。 <u>田滑に作業ができるよう、緊急時対策所(指揮所)又は緊急時対策所(緊急時対策棟内)との連絡用に通信設備等を整備する。</u></p> <p>d. 海上モニタリング測定 (中略)</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応のうち、小型船舶が海面に着水するまでの時間は約2時間と想定する。その後の放射線量及び放射性物質の濃度の測定は、安全管理班2名にて実施し、一連の作業(1箇所あたり)の所要時間は、発電所近くで約2時間と想定する。 <u>田滑に作業ができるよう、緊急時対策所(指揮所)又は緊急時対策所(緊急時対策棟内)との連絡用に通信設備等を整備する。</u></p>	<p>(3) 放射能測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定手順 (中略)</p> <p>(4) 海上モニタリング測定 (中略)</p>	<p>・非常事態対策基準(既存) ・放射線管理基準(既存) ・放射線管理要領(既存) ・技術基準(既存) ・通信連絡設備管理要領(既存)</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>			
<p>(対応手段等) ・風向、風速その他の気象条件の測定</p>	<p>1.17.2.2 風向、風速その他の気象条件の測定の手順等 (中略)</p> <p>(1) 可搬型気象観測装置による気象観測項目の代替測定 (中略)</p> <p>b. 操作手順 可搬型気象観測装置による風向・風速・日射量・放射収支量・雨量の代替測定を行う手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17.13図に示す。 ① 総括班長は、手順着手の判断基準に基づき、総括班に可搬型気象観測装置による風向・風速・日射量・放射収支量・雨量の代替測定の開始を指示する。 ② 総括班は、可搬型気象観測装置一式を</p>	<p>(対応手段等) 風向、風速その他の気象条件の測定 (中略)</p> <p>1 可搬型気象観測装置による気象観測項目の代替測定 (中略)</p>	<p>・非常事態対策基準(既存) ・技術基準(既存) ・通信連絡設備管理要領(既存)</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>			
				<p>・技術基準(既存) ・気象観測装置関連業務要領(既存)</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>		

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p>車等に積載し、保管場所である緊急時対策棟（指揮所）又は緊急時対策棟から指定の場所まで運搬・配置する。</p> <p>③ 総括班は、可搬型気象観測装置と通信機器を接続し、それぞれの電源を投入後、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）までデータが伝送されていることを確認し、測定を開始する。</p> <p>④ 総括班は、可搬型気象観測装置の記録装置（電子メモリ）に測定データを記録し、保存する。</p> <p>なお、記録装置の電源が切れた場合でも電子メモリ内の測定データは消失しない。</p> <p>⑤ 総括班は、使用中に充電電池の残量が少ない場合は、予備の充電電池と交換する。 （連続約12時間使用可能）</p> <p>（以下、省略）</p>				

設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可		原子炉施設保安規定 記載すべき内容 添付3 表-18		記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
第10.1表（添付書類は第5.1.1表） 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 （緊急時対策所（指挿所）） （方針目的） 緊急時対策所（指挿所）に関し、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に 対処するために必要な指示を行う要員が緊急 時対策所（指挿所）にとどまり、重大事故等 に対処するために必要な指示を行うとともに に、発電所の内外の通信連絡を必要の必要の ために必要な要員を収容する等の緊急時 対策本部としての機能を維持するために必要 な、居住性の確保、必要な指示及び通信連 絡、必要な数の要員の収容、代替電源設備か らの給電に関する手順等を整備する。	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	記載すべき内容 添付3 表-18 操作手順 （緊急時対策所（指挿所）） ① 方針目的 緊急時対策所（指挿所）に関し、重大事故 等が発生した場合においても、重大事故等に 対処するために必要な指示を行う要員が緊急 時対策所（指挿所）にとどまり、重大事故等 に対処するために必要な指示を行うとともに に、発電所の内外の通信連絡を必要の必要の ために必要な要員を収容する等の緊急時 対策本部としての機能を維持するために必要 な、居住性の確保、必要な指示及び通信連 絡、必要な数の要員の収容、代替電源設 備からの給電を行うことを目的とする。	記載の考え方 ・設置変更許可申請書の内容を反映する。 ・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）	社内規定文書 記載内容の概要 ・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。 ・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）		
（対応手段等） 居住性の確保 重大事故等が発生した場合、緊急時対策所 非常用空気浄化設備による放射性物質の侵入 低減、緊急時対策所加圧設備による希ガス等 の放射性物質の侵入防止等の放射線防護措置 等により、重大事故等に対処するために必要 な指示を行う要員等の被ばく線量を7日間で 100mSvを超えないようにするため、以下の手 順等により緊急時対策所（指挿所）の居住性 を確保する。	1.18.2 重大事故等時の手順等 1.18.2.1 居住性を確保するための手順等 重大事故が発生した場合においても、重大 事故等に対処するために必要な指示を行う要 員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えな いようにするために必要な対応手段として、 緊急時対策所（指挿所）（緊急時対策所（指挿 所））、緊急時対策所非常用空気浄化設備、 緊急時対策所加圧設備、緊急時対策所用発電 機車、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計によ り、緊急時対策所（指挿所）にとどまるため に必要な居住性を確保する。 環境に放射性物質等が放出された場合、可 搬型エリアモニタ（加圧判断用）により、緊 急時対策所（指挿所）に向かつて放出される 放射性物質による放射線量を測定、監視し 緊急時対策所加圧設備による希ガス等の放射 性物質の侵入を防止することで、重大事故等 に対処するために必要な指示を行う要員等を 防護する。 また、万が一、希ガス等の放射性物質が緊 急時対策所（指挿所）内に侵入した場合にお いても、緊急時対策所エリアモニタにて監 視、測定することにより、緊急時対策所（指 挿所）内への放射性物質の侵入を低減する。 緊急時対策所（指挿所）内が事故対策のた めの活動に支障がない酸素濃度及び二酸化炭 素濃度の範囲にあることを把握する。 これらを踏まえ事故状況の進展に応じた手 順とする。	② 対応手段等 居住性の確保 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した 場合、緊急時対策所非常用空気浄化設備によ る放射性物質の侵入低減、代替緊急時対策所 の放射線防護措置等により、重大 事故等に対処するために必要な指示を行う要 員等の被ばく線量を7日間で 100mSvを超えないようにするため、以下の手 順等により緊急時対策所（指挿所）の居住 性を確保する。 多様な放射性物質等を使用した運用手順及び運 用手順の詳細な内容等について、設置変更許 可申請書の変更内容を規定文書に反映する。	・設置変更許可申請書の内容を反映する。 ・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存） ・放射線管理基準（既 存） ・放射線管理要領（既 存）	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。 ・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）		
（1）緊急時対策所（指挿所）立ち上げの手順 * 重大事故が発生するおそれがある場合等 緊急時対策所（指挿所）を使用し、緊急 時対策本部を設置するための準備として、緊 急時対策所（指挿所）を立ち上げるための手 順を整備する。	1 緊急時対策所（指挿所）立ち上げの手順 緊急時対策本部は、緊急時対策所（指挿 所）を使用し、緊急時対策本部を設置す るための準備として、緊急時対策所（指挿 所）を立ち上げる。	・設置変更許可申請書の内容を反映する。 ・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）	・設置変更許可申請書の内容を反映する。 ・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。 ・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）		

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可		設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可		原子炉施設保安規定 記載すべき内容		記載の考え方		該当規定文書		社内規定文書 記載内容の概要	
<p>設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可</p> <p>緊急時体制が発令され、緊急時対策本部が設置される場合として、運転時の異常な過渡変化、設計基準事故も含める。</p> <p>a. 緊急時対策所非常用空気浄化設備運転手順 緊急時対策所非常用空気浄化設備を起動し、放射性物質の侵入を低減するための手順を整備する。 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、緊急時対策所非常用空気浄化設備を起動する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 緊急時対策所（指揮所）の立上げ時。</p> <p>(b) 操作手順 緊急時対策所（指揮所）立上げ時の緊急時対策所非常用空気浄化設備運転の手順は以下のとおり。緊急時対策所非常用空気浄化設備の概略系統図を第 1.18.2 図に、手順のタイムチャートを第 1.18.5 図に示す。 ① 本部長は、作業着手の判断基準に基づき総括班長に緊急時対策所非常用空気浄化設備の起動を指示する。 ② 総括班他は、緊急時対策所非常用空気浄化設備を起動する。 ③ 総括班他は、必要により、緊急時対策所（指揮所）内の給排気ダンプを操作し、緊急時対策所（指揮所）内の流量（40～50m³/min）を調整するとともに、緊急時対策所（指揮所）内の圧力を微正圧（100Pa[gage]）に調整する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は総括班他 1 名で行い、一連の操作完了まで約 20 分と想定する。</p> <p>b. 緊急時対策所加圧設備による空気供給準備手順 緊急時対策所加圧設備の系統構成を行い、漏えい等がないことを確認し、切替えの準備を行う手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 緊急時対策所（指揮所）の立上げ時。</p> <p>(b) 操作手順 緊急時対策所加圧設備による空気供給準備の手順は以下のとおり。緊急時対策所加圧設備による空気供給準備時の概略系統図を第 1.18.3 図に、手順のタイムチャートを第 1.18.5 図に示す。</p>	<p>設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化設備運転手順 緊急時対策所非常用空気浄化設備を起動し、放射性物質の侵入を低減するための手順を整備する。 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、緊急時対策所非常用空気浄化設備を起動する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 緊急時対策所（指揮所）の立上げ時。</p> <p>(b) 操作手順 緊急時対策所（指揮所）立上げ時の緊急時対策所非常用空気浄化設備運転の手順は以下のとおり。緊急時対策所非常用空気浄化設備の概略系統図を第 1.18.2 図に、手順のタイムチャートを第 1.18.5 図に示す。 ① 本部長は、作業着手の判断基準に基づき総括班長に緊急時対策所非常用空気浄化設備の起動を指示する。 ② 総括班他は、緊急時対策所非常用空気浄化設備を起動する。 ③ 総括班他は、必要により、緊急時対策所（指揮所）内の給排気ダンプを操作し、緊急時対策所（指揮所）内の流量（40～50m³/min）を調整するとともに、緊急時対策所（指揮所）内の圧力を微正圧（100Pa[gage]）に調整する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は総括班他 1 名で行い、一連の操作完了まで約 20 分と想定する。</p> <p>b. 緊急時対策所加圧設備による空気供給準備手順 緊急時対策所加圧設備の系統構成を行い、漏えい等がないことを確認し、切替えの準備を行う手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 緊急時対策所（指揮所）の立上げ時。</p> <p>(b) 操作手順 緊急時対策所加圧設備による空気供給準備の手順は以下のとおり。緊急時対策所加圧設備による空気供給準備時の概略系統図を第 1.18.3 図に、手順のタイムチャートを第 1.18.5 図に示す。</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>(1) 緊急時対策所非常用空気浄化設備運転手順 緊急時対策所非常用空気浄化設備を起動し、放射性物質の侵入を低減する。 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、緊急時対策所非常用空気浄化設備を起動する。</p> <p>(2) 緊急時対策所加圧設備による空気供給準備手順 緊急時対策所加圧設備の系統構成を行い、漏えい等がないことを確認し、切替えの準備を行う。</p>	<p>記載の考え方</p> <p>・設置変更許可申請書の内容を反映</p>	<p>該当規定文書</p> <p>・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）</p> <p>・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）</p> <p>・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p> <p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p> <p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p> <p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>						

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>① 本部長は、作業着手の判断基準に基づき総括班長に緊急時対策所加圧設備の系統構成（空気ボンベから室内の空気供給五分まで）を指示する。</p> <p>② 総括班他は、緊急時対策所加圧設備の系統構成を行い、各部の漏えい等がないことを確認する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は総括班他5名で行い、一連の操作完了まで約30分と想定する。</p> <p>c. 緊急時対策所（指揮所）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順 緊急時対策所（指揮所）の居住性確保の観点から、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 緊急時対策所非常用空気浄化設備又は緊急時対策所加圧設備を運転している場合。</p> <p>(b) 操作手順 緊急時対策所（指揮所）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う手順は以下のとおり。</p> <p>① 本部長は、作業着手の判断基準に基づき総括班長に緊急時対策所（指揮所）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を指示する。</p> <p>② 総括班他は、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計にて緊急時対策所（指揮所）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を開始する。</p> <p>③ 総括班長は、緊急時対策所（指揮所）内の酸素濃度が18%以上又は二酸化炭素濃度が0.5%以下を維持できない場合は、給排気ダンプの開度調整により、換気率を調整する。</p> <p>なお、緊急時対策所加圧設備を使用している場合において、酸素濃度が19%以上又は二酸化炭素濃度が1.0%以下を維持できない場合は、緊急時対策所（指揮所）内に設置されている空気ボンベ加圧ラインの空気ボンベ流量調節弁及び排気ダンプの開度調整により、空気流量を調整する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急時対策所（指揮所）内にて総括班他1名で操作を行うことが可能である。室内での測定、弁及びダンプの調整のみであるため、短時間での対応が可能である。</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>(3) 緊急時対策所（指揮所）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順 緊急時対策本部は、緊急時対策所（指揮所）の居住性確保の観点から、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う。</p>	<p>記載の考え方</p> <p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映</p>	<p>該当規定文書</p> <p>・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）</p> <p>・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）</p> <p>・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）</p> <p>・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p> <p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p> <p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p> <p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可		設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可		原子炉施設保安規定 記載すべき内容		記載の考え方		該当規定文書		社内規定文書 記載内容の概要	
<p>・ 原子炉災害対策特別措置法第10条事象が発生した場合、緊急時対策所（指揮所）内へ緊急時対策所エリアモニタを、原子炉格納容器と緊急時対策所（指揮所）内の中間位置へ可搬型エリアモニタ（加圧判断用）を設置し、放射線量の測定を開始する。</p> <p>1号炉及び2号炉原子炉格納容器の周囲8方位を囲むように配備する可搬型エリアモニタのうち、1号炉及び2号炉原子炉格納容器の中間位置に配備する可搬型エリアモニタは緊急時対策所（指揮所）内を加圧するための判断に用いる。</p> <p>a. 緊急時対策所エリアモニタ設置手順</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 原子炉災害対策特別措置法第10条事象が発生した場合。</p> <p>(b) 操作手順 緊急時対策所エリアモニタ設置手順は以下のとおり。タイムチャートを第1.18.5図に示す。 ① 本部長は、作業着手の判断基準に基づき安全管理班長に緊急時対策所エリアモニタ設置を指示する。 ② 安全管理班は、緊急時対策所エリアモニタを設置し、起動する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は緊急時対策所（指揮所）内にて安全管理班2名で行い、一連の操作完了まで約60分を要する。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>(2) 原子炉災害対策特別措置法第10条事象発生時の手順 原子炉災害対策特別措置法第10条事象が発生した場合に、緊急時対策所（指揮所）内へ放射性物質等の侵入量が微量のうちに検知するため、緊急時対策所（指揮所）内へ緊急時対策所エリアモニタを設置する手順を整備する。</p> <p>1号炉及び2号炉原子炉格納容器の周囲8方位を囲むように配備する可搬型エリアモニタのうち、1号炉及び2号炉原子炉格納容器と緊急時対策所（指揮所）の中間位置に配備する可搬型エリアモニタは緊急時対策所（指揮所）内を加圧するための判断に用いる。</p> <p>a. 緊急時対策所エリアモニタ設置手順</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 原子炉災害対策特別措置法第10条事象が発生した場合。</p> <p>(b) 操作手順 緊急時対策所エリアモニタ設置手順は以下のとおり。タイムチャートを第1.18.5図に示す。 ① 本部長は、作業着手の判断基準に基づき安全管理班長に緊急時対策所エリアモニタ設置を指示する。 ② 安全管理班は、緊急時対策所エリアモニタを設置し、起動する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は緊急時対策所（指揮所）内にて安全管理班2名で行い、一連の操作完了まで約60分を要する。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>2 原子炉災害対策特別措置法第10条特定事象発生時の手順 緊急時対策本部は、原子炉災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、緊急時対策所（指揮所）内へ緊急時対策所エリアモニタを設置し、放射線量の測定を開始する。</p> <p>可搬型エリアモニタのうち、1号炉及び2号炉原子炉格納容器と緊急時対策所（指揮所）の中間位置に配備する可搬型エリアモニタは緊急時対策所（指揮所）内を加圧するための判断に用いる。可搬型エリアモニタ（加圧判断用）を設置する手順は、表-17「監視測定等に関する手順等」参照。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>・ 設置変更許可申請書の記載内容を反映</p>	<p>・ 非常事態対策基準（既存） ・ 非常事態対策要領（既存） ・ 放射線管理基準（既存） ・ 放射線管理要領（既存）</p>	<p>・ 設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>						
<p>(3) 重大事故が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 重大事故が発生した場合、重大事故等に対処するための必要な指示を行う要員等を防護し、居住性を確保するための手順を整備する。</p> <p>a. 緊急時対策所（指揮所）にとどまる要員について ブルーム通過中においても、緊急時対策所（指揮所）にとどまる要員は、休憩、仮眠等を考慮して、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員49名と、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員38名の合計87名と</p>	<p>3 重大事故が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員等を防護し、居住性を確保する措置を行う。</p> <p>(1) 緊急時対策所（指揮所）にとどまる緊急時対策本部要員について 緊急時対策本部は、可搬型エリアモニタの指示上昇や炉心損傷が生じる等、ブルーム放出のおそれがある場合、以下の要員を自主安とし、最大収容可能人数の範囲で緊急時対策所（指揮所）にとどまる要員を判断する。 ブルーム通過中においても、緊急時対策</p>	<p>3 重大事故が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員等を防護し、居住性を確保する措置を行う。</p> <p>(1) 緊急時対策所（指揮所）にとどまる緊急時対策本部要員について 緊急時対策本部は、可搬型エリアモニタの指示上昇や炉心損傷が生じる等、ブルーム放出のおそれがある場合、以下の要員を自主安とし、最大収容可能人数の範囲で緊急時対策所（指揮所）にとどまる要員を判断する。 ブルーム通過中においても、緊急時対策</p>	<p>・ 設置変更許可申請書の記載内容を反映</p>	<p>・ 非常事態対策基準（既存） ・ 非常事態対策要領（既存）</p>	<p>・ 設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>						

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<ul style="list-style-type: none"> 可搬型エリアモニタの指示上昇や炉心損傷が生じる等、ブルーム放出のおそれがある と判断した場合、パラメータの監視強化及び緊急時対策所非常用空気浄化設備から緊急時対策所加圧設備への切替えのための要員配置を行う。 	<p>想定している。 ブルーム放出のおそれがある場合、本部長は、この要員数を目安とし、最大収容可能人数（100名）の範囲で緊急時対策所（指揮所）にとどまる要員を判断する。</p> <p>b. 緊急時対策所加圧設備への切替準備手順 ブルーム放出のおそれがある場合、ブルーム放出に備え、パラメータの監視強化及び空気ポンプによる加圧操作の要員配置を行うための手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 ブルーム放出のおそれがある場合。 具体的には以下のいずれかに該当した場合。 ・ブルーム放出前の段階において、直接線、スカイシャイン線により、原子炉格納施設と緊急時対策所（指揮所）の間8方位に設置する可搬型エリアモニタのうち可搬型エリアモニタ（加圧判断用）の指示が0.1mSv/h以上となった場合。 ・中央制御室から炉心損傷が生じた旨の連絡、情報があった場合。又は、緊急時対策所（指揮所）内でのアラント状態監視の結果、本部長が炉心損傷の可能性を察し、ブルーム放出に備える必要があると判断した場合。 ・炉心損傷前であって中央制御室から原子炉格納容器破損が生じた旨の連絡、情報があった場合。又は、緊急時対策所（指揮所）内でのアラント状態監視の結果、本部長が原子炉格納容器破損の可能性を察し、ブルーム放出に備える必要があると判断した場合。</p> <p>(b) 操作手順 ブルーム放出のおそれがある場合を実施する手順は以下のとおり。タイムチャートを第1.18.6図に示す。 ① 本部長は、作業着手の判断基準に基づき、ブルーム放出に備え、総括班他へパラメータの監視強化及び空気ポンプによる加圧操作の要員配置を指示する。 ② 総括班他は緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型エリアモニタ（加圧判断用）の監視強化を行う。 ③ 総括班他は加圧操作の要員を配置する。</p>	<p>所（指揮所）にとどまる要員は、休憩、仮眠をとるための交代要員を考慮して、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員と、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するたために必要な緊急時対策本部要員とする。</p> <p>(2) 緊急時対策所加圧設備への切替準備手順 緊急時対策本部は、可搬型エリアモニタの指示上昇や炉心損傷が生じる等、ブルーム放出のおそれがある場合、パラメータの監視強化及び緊急時対策所非常用空気浄化設備から緊急時対策所加圧設備への切替えのための要員配置を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 設置変更許可申請書の変更内容を反映 	<ul style="list-style-type: none"> 非常事態対策基準（既存） 非常事態対策要領（既存） 	<ul style="list-style-type: none"> 設置変更許可申請書の変更内容を反映する。
			<ul style="list-style-type: none"> 設置変更許可申請書の変更内容を反映 	<ul style="list-style-type: none"> 非常事態対策基準（既存） 非常事態対策要領（既存） 	<ul style="list-style-type: none"> 設置変更許可申請書の変更内容を反映する。

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>(c) 操作の成立性 上記の対応は緊急時対策所（指揮所）内にて総括班他3名で行う。室内での要員の配置等のみであるため、短時間での対応が可能である。 なお、直接線、スカイシャイン線では8方位に設置する可搬型エリアモニタのうち、複数台の指示上昇が予想されることから、可搬型エリアモニタ（加圧判断用）以外の可搬型エリアモニタ指示値も参考とする。</p> <p>c. 緊急時対策所加圧設備への切替手順 原子炉格納容器から希ガス等の放射性物質が放出され、緊急時対策所（指揮所）に接近した場合、緊急時対策所非常用空圧浄化設備による緊急時対策所（指揮所）内の換気を停止し、緊急時対策所加圧設備による緊急時対策所（指揮所）内の加圧を実施する手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 以下のいずれかに該当した場合。 ・可搬型エリアモニタ（加圧判断用）の指示が30mSv/h以上となった場合。 ・緊急時対策所エリアモニタの指示が0.5mSv/h以上となった場合。</p> <p>(b) 操作手順 緊急時対策所加圧設備により緊急時対策所（指揮所）内を加圧する手順の概要は以下のとおり。緊急時対策所加圧設備運転時の概略系統図を第1.18.4図、タイムチャートを第1.18.8図に示す。 ① 本部長は、作業着手の判断基準に基づき、総括班他に緊急時対策所加圧設備による緊急時対策所（指揮所）内加圧の開始を指示する。 ② 総括班他は、緊急時対策所非常用空圧浄化設備による緊急時対策所（指揮所）内の換気を停止とする。 ③ 総括班他は、緊急時対策所（指揮所）内の流量調節弁及び排気ダンプを操作し、緊急時対策所（指揮所）内の流量（10.7m³/min以上）を調整するとともに、緊急時対策所（指揮所）内を微正圧（100Pa (gage)）に調整する。 なお、緊急時対策所非常用空圧浄化設備又は緊急時対策所加圧設備運転時の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の監視手順については、1.(1)緊急時対策所（指揮所）立ち上げの手順 c. 緊急時対策所（指揮所）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の監視手順」に示す。</p>	<p>(3) 緊急時対策所加圧設備への切替手順 緊急時対策所本部は、原子炉格納容器からプールの指示値が上昇した場合、速やかに緊急時対策所非常用空圧浄化設備へ切り替えるとともに、緊急時対策所加圧設備（指揮所）の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定結果に応じ、空気流入量を調整する。</p>	<p>記載すべき内容</p>	<p>記載の考え方</p>	<p>該当規定文書</p>	<p>社内規定文書 記載内容の概要</p>

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>その後、可搬型エリアモニタ（加圧判断用）及び緊急時対策所エリアモニタの指示が低下し、緊急時対策所（指揮所）周辺から希ガスの影響が減少したと判断した場合、緊急時対策所加圧設備から緊急時対策所非常用空気浄化設備へ切り替える。</p>	<p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急時対策所（指揮所）内にて、総括班他3名で行い、一連の操作完了まで約2分と想定する。</p> <p>d. 緊急時対策所非常用空気浄化設備への切り替え手順 緊急時対策所（指揮所）周辺から希ガスの影響が減少した場合に緊急時対策所（指揮所）加圧設備による加圧を停止し、緊急時対策所非常用空気浄化設備による緊急時対策所（指揮所）内の換気を開始する手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 可搬型エリアモニタ（加圧判断用）及び緊急時対策所エリアモニタにて空気吸収曝露率等を継続的に監視し、その指示値がブーム接近時の指示値に比べ急激に低下した場合。</p> <p>(b) 操作手順 緊急時対策所加圧設備から緊急時対策所非常用空気浄化設備に切り替える手順は以下のとおり。概略系統図を第1.18.2図、タイムチャートを第1.18.9図に示す。 ① 本部長は、作業着手の判断基準に基づき、総括班長に緊急時対策所加圧設備から緊急時対策所非常用空気浄化設備への切り替えを指示する。 ② 総括班他は、緊急時対策所非常用空気浄化設備による緊急時対策所（指揮所）内の換気を開始する。 ③ 総括班他は、必要により、緊急時対策所（指揮所）内の給排気ダンパを操作し、緊急時対策所（指揮所）内の流量（40～50m³/min）を調整する。 ④ 総括班他は、緊急時対策所（指揮所）内の空気供給弁を閉とし、緊急時対策所加圧設備による加圧を停止する。 ⑤ 総括班他は、必要により、緊急時対策所（指揮所）内の給排気ダンパを操作し、緊急時対策所（指揮所）内を微正圧（100Pa [gage]）に調整する。 なお、緊急時対策所非常用空気浄化設備又は緊急時対策所加圧設備運転時の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の監視手順については、「(1) 緊急時対策所（指揮所）立ち上げの手順 c. 緊急時対策所（指揮所）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順」に示す。</p>	<p>(4) 緊急時対策所非常用空気浄化設備への切り替え手順 緊急時対策本部は、可搬型エリアモニタ（加圧判断用）及び緊急時対策所エリアモニタの指示が低下し、緊急時対策所（指揮所）周辺から希ガスの影響が減少したと判断した場合、緊急時対策所加圧設備から緊急時対策所非常用空気浄化設備へ切替える。</p>	<p>設置変更許可申請書の變更内容を反映</p>	<p>・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）</p> <p>・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）</p> <p>・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）</p>	<p>社内規定文書 記載内容の概要</p> <p>・設置変更許可申請書の變更内容を反映する。 ・設置変更許可申請書の變更内容を反映する。</p>

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可		設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可		原子炉施設保安規定 記載すべき内容		記載の考え方		該当規定文書		社内規定文書 記載内容の概要			
<p>(対応手段等) 必要な指示及び通信連絡 重大事故等が発生した場合、重大事故等に 対処するために必要な指示を行う要員等が、 緊急時対策所（指挿所）の情報収集設備及び 通信連絡設備により、必要なプラントパ ラメータ等を監視又は収集し、重大事故 等に対処するために必要な情報を把握す るとともに、重大事故等に対処するた めの対策の検討を行う。 また、重大事故等に対処するための対策の 検討に必要な資料を、緊急時対策所（指 挿所）に整備する。 重大事故等が発生した場合において、緊急 時対策所（指挿所）の通信連絡設備により、 発電所内外の通信連絡をする必要のある場 所と通信連絡を行う。 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設 備からの給電により、緊急時対策所（指 挿所）の情報収集設備及び通信連絡設備を 使用する。</p>		<p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急時対策所（指挿所） 内にて、総括班他3名で行い、一連の操 作完了まで約2分と想定する。 なお、緊急時対策所非常用空気浄化設備 への切替を判断する場合は、モニタリ ングモニタリングポスト、モニタリン グモニタリングポスト及び可搬型エリア モニタ（加圧制御用）以外の可搬型エリア モニタの指示値も参考とする。</p>		<p>必要な指示及び通信連絡 重大事故等に対処するために必要な指示及 び通信連絡に関わる以下の事項について明確 にする。 1 重大事故等に対処するために必要な情報 を把握するため、緊急時対策所（指挿所） の情報収集設備及び通信連絡設備により、 必要なプラントパラメータ等を監視又は収 集する。 2 重大事故等に対処するための対策の検討 に必要な資料を、緊急時対策所（指挿所） に配備し、常に最新となるよう通常時 から維持、管理する。 3 重大事故等が発生した場合、緊急時対策 所（指挿所）の通信連絡設備により、発電 所内外の通信連絡をする必要のある場所と 通信連絡を行う。 4 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源 設備により緊急時対策所（指挿所）の情報 収集設備及び通信連絡設備へ給電する。</p>		<p>必要な指示及び通信連絡 重大事故等に対処するために必要な指示及 び通信連絡に関わる以下の事項について明確 にする。 1 重大事故等に対処するために必要な情報 を把握するため、緊急時対策所（指挿所） の情報収集設備及び通信連絡設備により、 必要なプラントパラメータ等を監視又は収 集する。 2 重大事故等に対処するための対策の検討 に必要な資料を、緊急時対策所（指挿所） に配備し、常に最新となるよう通常時 から維持、管理する。 3 重大事故等が発生した場合、緊急時対策 所（指挿所）の通信連絡設備により、発電 所内外の通信連絡をする必要のある場所と 通信連絡を行う。 4 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源 設備により緊急時対策所（指挿所）の情報 収集設備及び通信連絡設備へ給電する。</p>		<p>・設置変更許可申請書の變更内容を反映 する。 ・非常事態対策基準 （既存） ・非常事態対策要領 （既存）</p>		<p>・設置変更許可申請書の變更内容を反映 する。 ・非常事態対策基準 （既存） ・非常事態対策要領 （既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要 領（既存）</p>		<p>・設置変更許可申請書の變更内容を反映 する。 ・非常事態対策基準 （既存） ・非常事態対策要領 （既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要 領（既存）</p>	
<p>(1) 緊急時対策所（指挿所）の情報収集設備によ るプラントパラメータ等の監視手順 重大事故等が発生した場合、緊急時対策所 （指挿所）の情報収集設備である緊急時運転パ ラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデー タ表示装置により重大事故等に対処するた めに必要なプラントパラメータ等を監視する手 順を整備する。</p>		<p>(1) 緊急時対策所（指挿所）の情報収集設備によ るプラントパラメータ等の監視手順 重大事故等が発生した場合、緊急時対策所 （指挿所）の情報収集設備である緊急時運転パ ラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデー タ表示装置により重大事故等に対処するた めに必要なプラントパラメータ等を監視する手 順を整備する。</p>		<p>(1) 緊急時対策所（指挿所）の情報収集設備に よるプラントパラメータ等の監視手順 緊急時対策所（指挿所）の情報収集設備が 発生した場合、緊急時対策所（指挿所）の情報 収集設備である緊急時運転パラメータ伝送シ ステム（SPDS）及びSPDS データ表示装置に より重大事故等に対処するために必要なプ ラントパラメータ等を監視する。</p>		<p>(1) 緊急時対策所（指挿所）の情報収集設備に よるプラントパラメータ等の監視手順 緊急時対策所（指挿所）の情報収集設備が 発生した場合、緊急時対策所（指挿所）の情報 収集設備である緊急時運転パラメータ伝送シ ステム（SPDS）及びSPDS データ表示装置に より重大事故等に対処するために必要なプ ラントパラメータ等を監視する。</p>		<p>・設置変更許可申請書の變更内容を反 映 ・非常事態対策基準 （既存） ・非常事態対策要領 （既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要 領（既存）</p>		<p>・設置変更許可申請書の變更内容を反 映 する。 ・非常事態対策基準 （既存） ・非常事態対策要領 （既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要 領（既存）</p>		<p>・設置変更許可申請書の變更内容を反 映 する。 ・非常事態対策基準 （既存） ・非常事態対策要領 （既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要 領（既存）</p>	
<p>a. 手順着手の判断基準 緊急時対策所（指挿所）の立上げ時。</p>		<p>a. 手順着手の判断基準 緊急時対策所（指挿所）の立上げ時。</p>		<p>a. 手順着手の判断基準 緊急時対策所（指挿所）の立上げ時。</p>		<p>a. 手順着手の判断基準 緊急時対策所（指挿所）の立上げ時。</p>		<p>・非常事態対策基準 （既存） ・非常事態対策要領 （既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要 領（既存）</p>		<p>・設置変更許可申請書の變更内容を反 映 する。 ・非常事態対策基準 （既存） ・非常事態対策要領 （既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要 領（既存）</p>			
<p>b. 操作手順 緊急時運転パラメータ伝送システム （SPDS）については、常時、伝送が行われ ており、SPDS データ表示装置を起動し、監 視する手順は以下のとおり。緊急時対策所</p>		<p>b. 操作手順 緊急時運転パラメータ伝送システム （SPDS）については、常時、伝送が行われ ており、SPDS データ表示装置を起動し、監 視する手順は以下のとおり。緊急時対策所</p>		<p>b. 操作手順 緊急時運転パラメータ伝送システム （SPDS）については、常時、伝送が行われ ており、SPDS データ表示装置を起動し、監 視する手順は以下のとおり。緊急時対策所</p>		<p>b. 操作手順 緊急時運転パラメータ伝送システム （SPDS）については、常時、伝送が行われ ており、SPDS データ表示装置を起動し、監 視する手順は以下のとおり。緊急時対策所</p>		<p>・非常事態対策基準 （既存） ・非常事態対策要領 （既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要 領（既存）</p>		<p>・設置変更許可申請書の變更内容を反 映 する。 ・非常事態対策基準 （既存） ・非常事態対策要領 （既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要 領（既存）</p>			

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可		設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可		原子炉施設保安規定 記載すべき内容		記載の考え方		該当規定文書		社内規定文書 記載内容の概要	
		<p>(指揮所) 情報収集設備を第 1.18.10 図に示す。 ① 総括班他は、作業着手の判断基準に基づき SPDS データ表示装置の接続を確認し、端末 (PC) を起動する。 ② 総括班他は、SPDS データ表示装置にて、各パラメータを監視する。</p> <p>c. 操作の成立性 上記の対応は、緊急時対策所（指揮所）内にて総括班他 1 名で行う。室内での端末起動等のみであるため、短時間での対応が可能である。</p>		<p>(2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備について 防災課長は、重大事故等が発生した場合に、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策所（指揮所）に配備し、資料が更新された場合には資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p>	<p>(2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備について 防災課長は、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、緊急時対策所（指揮所）に配備する。また、当該資料は常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>	<p>・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存）</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>	<p>・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存）</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>	
		<p>(3) 通信連絡に関する手順等 重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所（指揮所）の通信連絡設備により、中央制御室、屋内外の作業場所、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の発着所内外の通信連絡を必要のある場所と通信連絡を行うための手順を整備する。 緊急時対策所（指揮所）の通信連絡設備を第 1.18.4 表に示す。 発電所内外の通信連絡を必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備の使用手法等、必要な手順の詳細は「1.19 通信連絡に関する手順等」にて整備する。</p>	<p>(3) 通信連絡に関する手順等 重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所（指揮所）の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡を必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備の使用手法等、必要な手順の詳細は「1.19 通信連絡に関する手順等」参照</p>	<p>(3) 通信連絡に関する手順等 重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所（指揮所）の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡を必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備の使用手法等、必要な手順の詳細は、表 19「通信連絡に関する手順等」参照</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>	<p>・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存）</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>	<p>・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存）</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>	
<p>(対応手段等) 必要な教の要員の収容 緊急時対策所（指揮所）には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発着所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に、必要な教の要員を含めた重大事故等に対処するために必要な教の要員を収容する。 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員と現場作業を避けるレイアウトとなるよう考慮する。また、要員の収容が適切に行えるようトイレや休憩スペース等を整備する。 これらの要員を収容するため、以下の手順等により必要な資機材、飲料水、食料等を整備するとともに、維持、管理し、放射線管理等の運用を行う。</p>	<p>1. 18.2.3 必要な教の要員の収容に係る手順等 緊急時対策所（指揮所）は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発着所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に、必要な教の要員を含めた重大事故等に対処するために必要な教の要員を収容する。 要員の収容にあたっては、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員と現場作業を行う要員等との輻輳を避けるレイアウトとなるよう考慮する。また、要員の収容が適切に行えるようトイレや休憩スペース等を整備する。これらに必要となる要員に必要な資機材、飲料水、食料等を整備し、維持、管理する。</p>	<p>必要な教の要員の収容 緊急時対策所（指揮所）には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発着所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に、必要な教の要員を含めた重大事故等に対処するために必要な教の要員を収容する。 緊急時対策所（指揮所）には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員と現場作業を避けるレイアウトとなるよう考慮する。また、要員の収容が適切に行えるようトイレや休憩スペース等を整備する。これらに必要となる要員に必要な資機材、飲料水、食料等を整備し、維持、管理し、放射線管理等の運用を行う。</p>	<p>必要な教の要員の収容 緊急時対策所（指揮所）には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発着所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に、必要な教の要員を含めた重大事故等に対処するために必要な教の要員を収容する。 緊急時対策所（指揮所）には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員と現場作業を避けるレイアウトとなるよう考慮する。また、要員の収容が適切に行えるようトイレや休憩スペース等を整備する。これらに必要となる要員に必要な資機材、飲料水、食料等を整備し、維持、管理し、放射線管理等の運用を行う。</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>	<p>・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存） ・放射線管理基準（既存） ・放射線管理要領（既存）</p>					

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可		設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可		原子炉施設保安規定 記載すべき内容		記載の考え方		該当規定文書		社内規定文書 記載内容の概要	
<ul style="list-style-type: none"> 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員や現場作業を行う要員等の対策要員の装備（線量計、マスク等）を配備し、維持、管理し、重大事故等時に行うに十分な放射線管理を行う。 	<p>(1) 放射線管理について</p> <p>a. 放射線管理用資機材の維持管理等について</p> <p>安全管理課長は、1 週間外部からの支援がなくなると対策要員が使用する十分な数量の装備（線量計、マスク等）を配備するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等が発生した場合には、防護具等の使用及び管理を適切に運用し、十分な放射線管理を行う。</p> <p>安全管理班長は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員や現場作業を行う要員等の被ばく線量管理を行うため、ボケット線量計を常時装着させるとともに線量評価を行う。また、作業に必要な放射線管理用資機材を用いて作業現場の放射線量測定等を行う。</p> <p>また、安全管理班長は、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタモニタの線量を監視するため、可搬型エアモニタを設置するとともに、線量が上昇した場合は、周辺に立ち入りを制限する区域を設ける等の対応を行う。</p>	<p>(1) 放射線管理について</p> <p>(1) 放射線管理用資機材の維持管理等について</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員や現場作業を行う緊急時対策本部要員等の対策要員の装備（線量計、マスク等）を配備し、維持、管理し、重大事故等時に行うに十分な放射線管理を行う。</p> <p>緊急時対策本部は、緊急時対策所非常用空気浄化 フィルタモニタ近傍に可搬型エアモニタを設置し、放射線量を監視する。放射線量が上昇した場合は、周辺に立ち入りを制限する等の対応を行う。</p>	<p>放射線管理について</p> <p>設置変更許可申請書の内容を反映</p>	<p>放射線管理基準（既存）</p> <p>非常事態対策基準（既存）</p> <p>非常事態対策要領（既存）</p> <p>放射線管理要領（既存）</p>	<p>放射線管理基準（既存）</p> <p>非常事態対策基準（既存）</p> <p>非常事態対策要領（既存）</p>						
<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所（指種所）への汚染の持ち込みを防止するため、身体サーベイ及び防護具の着替え等を行うためのチェンジングエリアを確保するための資機材を整備し、運用する。 	<p>b. チェンジングエリアの設置及び運用手順</p> <p>緊急時対策所（指種所）の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所（指種所）への汚染の持ち込みを防止するため、身体サーベイ及び防護具の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置するための資機材を整備し、運用する手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>原子力災害対策特別措置法第 10 条時定事象が発生した場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>チェンジングエリアを設置するための手順は以下のとおり。タイムチャートを第 1.18.11 図に示す。</p> <p>① 本部長は、作業着手の判断基準に基づき安全管理班長にチェンジングエリアの設置を指示する。</p> <p>② 安全管理班は、養生シートにてチェンジングエリア設置場所を養生する。</p> <p>③ 安全管理班は、各エリアの養生シートを隙間無くテープにて養生する。</p> <p>④ 安全管理班は、各エリア間の境界にバリア、粘着マットを設置する。</p> <p>⑤ 安全管理班は、脱衣収納容器、GM 汚染サーベイメータ等を必要な箇所に設置する。</p>	<p>(2) チェンジングエリアの設置及び運用手順</p> <p>緊急時対策本部は、緊急時対策所（指種所）への汚染の持ち込みを防止するため、身体サーベイ及び防護具の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置するための資機材を整備し、緊急時対策所（指種所）の外側が放射性物質により汚染したような状況下になった場合に運用する。</p>	<p>設置変更許可申請書の内容を反映</p>	<p>放射線管理基準（既存）</p> <p>放射線管理要領（既存）</p> <p>非常事態対策基準（既存）</p> <p>非常事態対策要領（既存）</p>							

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可		設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可		原子炉施設保安規定 記載すべき内容		記載の考え方		該当規定文書		社内規定文書 記載内容の概要	
<p>放射線管理 現場作業を行う要員等が屋外で身体サーベ イを待つ場合、周辺からの放射線影響を低減 するため、遮へい効果のある待機所内で待機 する。 チェンジングエリア内では現場作業を行う 要員等の身体サーベイを行い、汚染が確認さ れた場合、サーベイエリアに隣接した除染エ リアにて除染を行う。除染による廃水が発生 した場合、ウエスに染み込ませることで放射 性廃棄物として廃棄する。</p>	<p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、安全管理班2名で行い、 一連の操作完了まで約60分と想定する。 チェンジングエリアには、防護具の着替 えエリア、安全管理班の放射性物質による 汚染を確認するためのサーベイエリア及び 現場作業を行う要員等の放射性物質による 汚染が確認された場合の除染エリアを設 け、安全管理班2名が身体サーベイ及び汚 染している現場作業を行う要員等の除染を 行うとともに、チェンジングエリアの汚染 管理を行う。 なお、身体サーベイを待つ現場作業等を 行う要員等は、周辺からの放射線影響を低 減するため、遮へい効果のある緊急時対策 所（指揮所）内で待機する。 チェンジングエリア内での身体サーベイ で現場作業を行う要員等の放射性物質によ る汚染が確認された場合には、サーベイエ リアに隣接した除染エリアにて濡れウエス 等による拭き取り除染を行うことを基本と するが、拭き取りにて除染ができない場合 はシャワーにて汚染部位の水洗による除染 を行う。 シャワーを用いた除染による廃水は汚染 水槽に保管し、放射性廃棄物として廃棄す る。</p>	<p>(3) 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユ ニットの切替手順 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユ ニットの切替手順は、緊急時対策所非常用 空気浄化フィルタユニットの線量が上昇す るなど切替えが必要となった場合、緊急時 対策所非常用空気浄化フィルタユニットを 待機側へ切替え、線量に応じ、交換、保管 する。</p>	<p>(a) 手順着手の判断基準 フィルタユニットの線量上昇等により運 転中の緊急時対策所非常用空気浄化フィル タユニットの切替えが必要となった場合。</p>	<p>(b) 操作手順 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユ ニットを待機側へ切り替える手順は以下の とおり。タイムチャートを第 1.18.12 図に 示す。 ① 本部長は、手順着手の判断基準に基づ き、緊急時対策所非常用空気浄化フィル タユニットの切替えを総括班長に指示す る。 ② 総括班他は、緊急時対策所非常用空気 浄化フィルタユニットの切替えを実施す る。 ③ 総括班他は、緊急時対策所非常用空気</p>	<p>緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユ ニット近傍に可搬型エアモニタを設置し、放 射線量を監視する。放射線量が上昇した場 合、周辺に立入りを制限する等の対応を行 う。 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユ ニットの線量が上昇する等、切替えが必要とな った場合、緊急時対策所非常用空気浄化フ イルタユニットを待機側へ切り替え、線量に 応じ、交換、保管する。</p>	<p>放射線管理 現場作業を行う要員等が屋外で身体サ ーベイを待つ場合、周辺からの放射線影 響を低減するため、遮へい効果のある待 機所内で待機する。 チェンジングエリア内では現場作業を行 う要員等の身体サーベイを行い、汚染が 確認された場合、サーベイエリアに隣接 した除染エリアにて除染を行う。除染に よる廃水が発生した場合、ウエスに染み 込ませることで放射性廃棄物として廃棄 する。</p>	<p>放射線管理 現場作業を行う要員等が屋外で身体サ ーベイを待つ場合、周辺からの放射線影 響を低減するため、遮へい効果のある待 機所内で待機する。 チェンジングエリア内では現場作業を行 う要員等の身体サーベイを行い、汚染が 確認された場合、サーベイエリアに隣接 した除染エリアにて除染を行う。除染に よる廃水が発生した場合、ウエスに染み 込ませることで放射性廃棄物として廃棄 する。</p>	<p>放射線管理 現場作業を行う要員等が屋外で身体サ ーベイを待つ場合、周辺からの放射線影 響を低減するため、遮へい効果のある待 機所内で待機する。 チェンジングエリア内では現場作業を行 う要員等の身体サーベイを行い、汚染が 確認された場合、サーベイエリアに隣接 した除染エリアにて除染を行う。除染に よる廃水が発生した場合、ウエスに染み 込ませることで放射性廃棄物として廃棄 する。</p>	<p>放射線管理 現場作業を行う要員等が屋外で身体サ ーベイを待つ場合、周辺からの放射線影 響を低減するため、遮へい効果のある待 機所内で待機する。 チェンジングエリア内では現場作業を行 う要員等の身体サーベイを行い、汚染が 確認された場合、サーベイエリアに隣接 した除染エリアにて除染を行う。除染に よる廃水が発生した場合、ウエスに染み 込ませることで放射性廃棄物として廃棄 する。</p>	<p>放射線管理 現場作業を行う要員等が屋外で身体サ ーベイを待つ場合、周辺からの放射線影 響を低減するため、遮へい効果のある待 機所内で待機する。 チェンジングエリア内では現場作業を行 う要員等の身体サーベイを行い、汚染が 確認された場合、サーベイエリアに隣接 した除染エリアにて除染を行う。除染に よる廃水が発生した場合、ウエスに染み 込ませることで放射性廃棄物として廃棄 する。</p>	<p>放射線管理 現場作業を行う要員等が屋外で身体サ ーベイを待つ場合、周辺からの放射線影 響を低減するため、遮へい効果のある待 機所内で待機する。 チェンジングエリア内では現場作業を行 う要員等の身体サーベイを行い、汚染が 確認された場合、サーベイエリアに隣接 した除染エリアにて除染を行う。除染に よる廃水が発生した場合、ウエスに染み 込ませることで放射性廃棄物として廃棄 する。</p>

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可		設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可		原子炉施設保安規定 記載すべき内容		記載の考え方		該当規定文書		社内規定文書 記載内容の概要		
		<p>浄化フィルターユニットに切り替わることを確認する。</p> <p>④ 総括班他は、必要により、緊急時対策所（指挿所）内の給排気ダンプを操作し、緊急時対策所（指挿所）内の流量（40～50m³/min）を調整するとともに、緊急時対策所（指挿所）内の圧力を微圧（100Pa/gauge）に調整する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は緊急時対策所（指挿所）内にて総括班他1名で行い、一連の操作完了まで約5分と想定する。 フィルターユニットは、緊急時対策所（指挿所）に設置する2系統により、数ヶ月間使用可能とする。 なお、使用側のフィルターユニットは、線量に応じ適切に切り替え、フィルターの交換、保管等を行う。特にフィルタ線量が高い場合は、待機側のフィルターユニットに切り替えた後、放射線物質が減衰するまで一定期間保管する。</p>	<p>2 飲料水、食料等について 緊急時対策本部は、少なくとも外部からの支援なしに1週間、活動するために必要な飲料水及び食料等を備蓄し、維持、管理し、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所（指挿所）内の環境を確認した上で、飲食の管理を行う。</p> <p>多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p>	<p>飲料水、食料等について 防災課長は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が重大事故等の発生後、少なくとも外部からの支援なしに1週間、活動するため必要な飲料水及び食料等を備蓄するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等が発生した場合には、食料等の支給を適切に運用する。 安全管理班長は、緊急時対策所（指挿所）内での飲食等の管理として、適切な頻度で緊急時対策所（指挿所）内の空気中放射線物質濃度の測定を行い、飲食しても問題ない環境であることを確認する。 ただし、緊急時対策所（指挿所）内の空気中放射線物質濃度が目安値（$1 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3$）未満よりも高くなつた場合であっても、本部長の判断により、必要に応じて飲食を行う。</p>	<p>④ 総括班他は、必要により、緊急時対策所（指挿所）内の給排気ダンプを操作し、緊急時対策所（指挿所）内の流量（40～50m³/min）を調整するとともに、緊急時対策所（指挿所）内の圧力を微圧（100Pa/gauge）に調整する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は緊急時対策所（指挿所）内にて総括班他1名で行い、一連の操作完了まで約5分と想定する。 フィルターユニットは、緊急時対策所（指挿所）に設置する2系統により、数ヶ月間使用可能とする。 なお、使用側のフィルターユニットは、線量に応じ適切に切り替え、フィルターの交換、保管等を行う。特にフィルタ線量が高い場合は、待機側のフィルターユニットに切り替えた後、放射線物質が減衰するまで一定期間保管する。</p>	<p>2 飲料水、食料等について 緊急時対策本部は、少なくとも外部からの支援なしに1週間、活動するために必要な飲料水及び食料等を備蓄し、維持、管理し、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所（指挿所）内の環境を確認した上で、飲食の管理を行う。</p> <p>多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p>	<p>飲料水、食料等について 防災課長は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が重大事故等の発生後、少なくとも外部からの支援なしに1週間、活動するために必要な飲料水及び食料等を備蓄するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等が発生した場合には、食料等の支給を適切に運用する。 安全管理班長は、緊急時対策所（指挿所）内での飲食等の管理として、適切な頻度で緊急時対策所（指挿所）内の空気中放射線物質濃度の測定を行い、飲食しても問題ない環境であることを確認する。 ただし、緊急時対策所（指挿所）内の空気中放射線物質濃度が目安値（$1 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3$）未満よりも高くなつた場合であっても、本部長の判断により、必要に応じて飲食を行う。</p>	<p>飲料水、食料等について 防災課長は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が重大事故等の発生後、少なくとも外部からの支援なしに1週間、活動するために必要な飲料水及び食料等を備蓄するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所（指挿所）内の環境を確認した上で、飲食の管理を行う。</p>	<p>非常事態対策基準（既存） 非常事態対策要領（既存）</p> <p>非常事態対策基準（既存） 非常事態対策要領（既存）</p> <p>非常事態対策基準（既存） 非常事態対策要領（既存）</p> <p>非常事態対策基準（既存） 非常事態対策要領（既存）</p>	<p>非常事態対策基準（既存） 非常事態対策要領（既存）</p> <p>非常事態対策基準（既存） 非常事態対策要領（既存）</p> <p>非常事態対策基準（既存） 非常事態対策要領（既存）</p> <p>非常事態対策基準（既存） 非常事態対策要領（既存）</p>	<p>設置変更許可申請書の概要</p>	<p>設置変更許可申請書の概要</p>
<p>設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可</p> <p>（対応手段等） 代替電源設備からの給電 全交流動力電源喪失時は、代替電源（交流）である緊急時対策所用発電機車から給電する。</p> <p>電源確保 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により緊急時対策所（指挿所）の集積収集設備及び通信連絡設備のうち原子炉補助建屋に設置されている機器へ給電する。 給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」及び「1.19 通信連絡に関する手順等」にて整備する。</p>	<p>1.18.2.4 代替電源設備からの給電手順 全交流動力電源喪失時は、代替電源として緊急時対策所用発電機車により緊急時対策所（指挿所）へ給電する。</p> <p>なお、緊急時パラメータ伝送システム（SPDS）のうち原子炉補助建屋に設置されている機器については、代替電源として大容量空冷式発電機より給電する。給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。</p>	<p>（対応手段等） 代替電源設備からの給電 全交流動力電源喪失時は、代替電源（交流）である緊急時対策所用発電機車から給電する。</p> <p>電源確保 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により緊急時対策所（指挿所）の集積収集設備及び通信連絡設備のうち原子炉補助建屋に設置されている機器へ給電する。 給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」及び「1.19 通信連絡に関する手順等」にて整備する。</p>	<p>（対応手段等） 代替電源設備からの給電 全交流動力電源喪失時は、代替電源（交流）である緊急時対策所用発電機車から給電する。</p> <p>電源確保 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により緊急時対策所（指挿所）の集積収集設備及び通信連絡設備のうち原子炉補助建屋に設置されている機器へ給電する。 給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」及び「1.19 通信連絡に関する手順等」にて整備する。</p>	<p>代替電源設備からの給電 緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時に、代替電源として緊急時対策所用発電機車により緊急時対策所（指挿所）へ給電する。</p> <p>なお、原子炉補助建屋に設置されている緊急時パラメータ伝送システム（SPDS）の機器については、代替電源として大容量空冷式発電機より給電する。給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」を参照</p>	<p>設置変更許可申請書の概要</p>	<p>設置変更許可申請書の概要</p>	<p>設置変更許可申請書の概要</p>	<p>設置変更許可申請書の概要</p>	<p>設置変更許可申請書の概要</p>	<p>設置変更許可申請書の概要</p>	<p>設置変更許可申請書の概要</p>	

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	記載すべき内容 原子炉施設保安規定	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>緊急時対策所用発電機車は、緊急時対策所（指揮所）の立ち上げ時に電源ケーブル接続等の準備を行い、全交流動力電源喪失時に起動し緊急時対策所（指揮所）へ給電を開始する。</p> <p>緊急時対策所用発電機車は、必要に応じ切替えを行う。</p>	<p>(1) 緊急時対策所用発電機車による給電全交流動力電源喪失時は、緊急時対策所（指揮所）の電源を確保するため、代替電源設備である緊急時対策所用発電機車を起動することにより緊急時対策所（指揮所）へ給電する。</p> <p>緊急時対策所用発電機車には緊急時対策棟（指揮所）近傍に設置する緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクより給油する。</p> <p>a. 緊急時対策所用発電機車準備手順 緊急時対策所（指揮所）立ち上げ時の電源ケーブル接続及び燃料油供給ホース接続を行う手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 緊急時対策所（指揮所）の立ち上げ時。</p> <p>(b) 操作手順 緊急時対策所（指揮所）と緊急時対策所用発電機車との電源ケーブル接続及び緊急時対策所用発電機車用給油ポンプと緊急時対策所用発電機車との燃料油供給ホース接続の手順は以下のとおり。概略系統図を第1.18.13 図に、手順のタイムチャートを第1.18.14 図及び第1.18.15 図に示す。</p> <p>① 本部長は、手順着手の判断基準に基づき総括班長に緊急時対策所（指揮所）への給電準備作業開始を指示する。</p> <p>② 総括班他は、電源ケーブルの絶縁抵抗測定を実施し、異常がないことを確認する。</p> <p>③ 総括班他は、緊急時対策棟（指揮所）内の電源接続盤への電源ケーブルの接続を行う。</p> <p>④ 総括班他は、燃料油供給ホース収納箱から燃料油供給ホースを取り出し、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプから緊急時対策所用発電機車まで、燃料油供給ホースの接続を行う。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急時対策棟（指揮所）と緊急時対策所用発電機車との電源ケーブル接続の対応は、総括班他3名で行い、一連の操作完了まで約15分、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプと緊急時対策所用発電機車との燃料油供給ホース接続の対応は、総括班他3名で行い、一連の操作完了まで約15分を要する。</p> <p>暗所においても円滑に対応できるよう、ヘッドライト等の照明を配備する。</p>	<p>1 緊急時対策所用発電機車による給電 緊急時対策棟は、全交流動力電源喪失時、代替電源（交流）である緊急時対策所用発電機車から給電する。</p> <p>(1) 緊急時対策所用発電機車は、緊急時対策所（指揮所）の立ち上げ時に電源ケーブル接続等の準備を行い、全交流動力電源喪失時に起動し緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクより給電を開始する。</p> <p>(2) 緊急時対策所用発電機車には緊急時対策棟（指揮所）近傍に設置する緊急時対策所用発電機車用燃料油供給ホース接続を行う。</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p> <p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>	<p>・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）</p> <p>・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）</p> <p>・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）</p>	<p>社内規定文書 記載内容の概要</p>

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可		設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可		原子炉施設保安規定 記載すべき内容		記載の考え方		該当規定文書		社内規定文書 記載内容の概要			
<p>設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可</p>		<p>設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可</p>		<p>記載すべき内容</p>		<p>記載の考え方</p>		<p>該当規定文書</p>		<p>社内規定文書 記載内容の概要</p>			
<p>緊急時対策所用発電機車への給油は、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプから緊急時対策所用発電機車へ燃料油供給ホースを接続し、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクから、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプにより自動補給する。発電機運転中は、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプの運転状態及び燃料油供給状況の警報監視を行い、正常に自動補給されていることを確認する。重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料（重油）の備蓄量として、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク（約75k</p>		<p>b. 緊急時対策所用発電機車起動手順 全交流動力電源喪失時における緊急時対策所用発電機車の起動手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時に、早期の電源回復が不能の場合。</p> <p>(b) 操作手順 緊急時対策所用発電機車による電源を給電する手順は以下のとおり。常設電源による電源を給電する。 場合の概略系統図を第 1.18.16 図に、緊急時対策所用発電機車による電源を給電する場合の概略系統図を第 1.18.17 図に、緊急時対策所用発電機車への燃料補給の概略系統図を第 1.18.13 図に、手順のタイムチャートを第 1.18.18 図に示す。</p> <p>① 本部長は、手順着手の判断基準に基づき総括班長に緊急時対策所（指挿所）電源供給作業開始を指示する。</p> <p>② 総括班他は、系統構成及び緊急時対策所用発電機車の起動準備を行う。</p> <p>③ 総括班他は、緊急時対策所用発電機車を起動する。</p> <p>④ 総括班他は、緊急時対策所用発電機車の出力遮断器を入とする。</p> <p>⑤ 総括班他は、緊急時対策所（指挿所）内の交流電源盤にて受電遮断器を入とし、給電を開始する。なお、運転中の緊急時対策所用発電機車へは、外部からの支援がなくとも、7日分の運転に必要な容量を有する緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクから、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプにより、燃料（重油）を自動補給する。緊急時対策所用発電機車運転中は、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプの運転状態及び燃料油供給状況の警報監視を行い、正常に自動補給されていることを確認する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、総括班他 3 名で行い、一連の操作完了まで約 10 分と想定する。暗所においても円滑に対応でききよう、ヘッドライト等の照明を配備する。 重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料（重油）の備蓄量として、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク（約 75k</p>		<p>イ 緊急時対策所用発電機車起動手順 緊急時対策本部署は、全交流動力電源喪失時における緊急時対策所用発電機車の起動を行う。</p>		<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。 ・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）</p> <p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。 ・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）</p> <p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。 ・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）</p>		<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。 ・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）</p>		<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。 ・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）</p>		<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。 ・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）</p>	
<p>燃料補給 緊急時対策所用発電機車への給油は、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプから緊急時対策所用発電機車へ燃料油供給ホースを接続し、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクから、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプにより自動補給する。発電機運転中は、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプの運転状態及び燃料油供給状況の警報監視を行い、正常に自動補給されていることを確認する。重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料（重油）の備蓄量として、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク（約 75k</p>		<p>燃料補給 緊急時対策所用発電機車への給油は、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプから緊急時対策所用発電機車へ燃料油供給ホースを接続し、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクから、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプにより自動補給する。発電機運転中は、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプの運転状態及び燃料油供給状況の警報監視を行い、正常に自動補給されていることを確認する。重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料（重油）の備蓄量として、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク（約 75k</p>		<p>燃料補給に関する事項は配慮すべき事項1にて整理。</p>		<p>燃料補給に関する事項は配慮すべき事項1にて整理。</p>		<p>燃料補給に関する事項は配慮すべき事項1にて整理。</p>		<p>燃料補給に関する事項は配慮すべき事項1にて整理。</p>			

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可 0、2基）を管理する。		設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可		原子炉施設保安規定 記載すべき内容		記載の考え方		該当規定文書		社内規定文書 記載内容の概要			
<p>燃料補給 緊急時対策所用発電機車への給油は、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプから緊急時対策所用発電機車へ燃料油供給ホースを接続し、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクから、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプにより自動補給する。発電機車用給油ポンプは、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプの運転状態及び燃料油補給状況の警報監視を行い、正常に自動補給されていることを確認する。 重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料（重油）の備蓄量として、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク（約7基0、2基）を管理する。</p>		<p>ハ、操作の成立性 上記の対応は、総括班他1名で行い、一連の操作完了まで約25分と想定する。</p>		<p>ウ 緊急時対策所用発電機車の切替手順 緊急時対策所用発電機車の切替手順を整理する。 (a) 手順着手の判断基準 運転中の緊急時対策所用発電機車の停止が必要となった場合。 (b) 操作手順 緊急時対策所用発電機車を待機側に切り替える手順は以下のとおり。タイムチャートを第1.18、19図に示す。 ① 本部長は、手順着手の判断基準に基づき総括班長に緊急時対策所用発電機車の切替を指示する。 ② 総括班他は、待機側の緊急時対策所用発電機車を起動する。 ③ 総括班他は、待機側の緊急時対策所用発電機車の出力遮断器を投入する。 ④ 総括班他は、緊急時対策棟（指揮所）内の交流電源盤にて待機側の受電遮断器を投入する。 ⑤ 総括班他は、緊急時対策棟（指揮所）内の交流電源盤にて使用側の受電遮断器を切り、待機側からの給電を開始する。 ⑥ 総括班他は、使用側であった緊急時対策所用発電機車の出力遮断器を切り、緊急時対策所用発電機車を停止する。</p>		<p>1 燃料補給 緊急時対策所用発電機車への給油は、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプから緊急時対策所用発電機車へ燃料油供給ホースを接続し、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクから、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプにより自動補給する。発電機車用給油ポンプは、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプの運転状態及び燃料油補給状況の警報監視を行い、正常に自動補給されていることを確認する。 重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料（重油）の備蓄量として、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクの貯油量を管理する。</p>		<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。 ・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。 ・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>		<p>・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存） ・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存） ・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）</p>		<p>社内規定文書 記載内容の概要</p>	

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可		原子炉施設保安規定 記載すべき内容		記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要	
	設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	記載すべき内容	記載の考え方			該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>④ 一般の携帯電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。</p> <p>⑤ 使用中に充電機の残量が少なくなった場合は、予備の充電機と交換する。</p> <p>⑥ 使用後は、屋外で電源を「切」操作する。</p> <p>(b) 無線連絡設備 緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策本部要員は、無線通話装置（固定型）を使用する。屋外の重大事故等対策要員は、無線通話装置（携帯型）を使用する。発電所内でモニタリングを行う緊急時対策本部要員は、無線通話装置（携帯型、モニタリングカー）を使用する。 これらの無線通話装置を用いて相互に通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 無線通話装置（固定型）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、通話ボタンを押し、連絡する。</p> <p>ii. 無線通話装置（携帯型）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、屋外で電源を「入」操作し、充電機又は乾電池の残量及び電波の受信状態を確認する。</p> <p>② 充電機又は乾電池の残量が少ない場合、予備の充電機又は乾電池と交換する。</p> <p>③ 通話チャネルの設定が必要な端末は、事前に取り決めた通話チャネルに設定されていることを確認する。</p> <p>④ 使用する端末と共に予備の充電機又は乾電池を携帯する。</p> <p>⑤ 通話ボタンを押し、連絡する。</p> <p>⑥ 使用中に充電機又は乾電池の残量が少なくなつた場合は、予備の充電機又は乾電池と交換する。</p> <p>⑦ 使用後は、屋外で電源を「切」操作する。</p> <p>iii. 無線通話装置（モニタリングカー）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、電源を「入」操作する。</p> <p>② 通話ボタンを押し、連絡する。</p> <p>③ 使用後は、電源を「切」操作する。</p> <p>(中略)</p> <p>(d) 緊急時運転パラメータ伝送システム</p>				<ul style="list-style-type: none"> 非常事態対策基準（既存） 技術基準（既存） 通信連絡設備管理要領（既存） <ul style="list-style-type: none"> 設置変更許可申請書の変更内容を反映する。 		

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>(SPDS) 緊急時運転パラメータ伝送システム (SPDS) により、緊急時対策所 (指揮所) 又は緊急時対策所 (緊急時対策棟内) の SPDS データ表示装置へ、必要なデータの伝送を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 緊急時運転パラメータ伝送システム (SPDS) 常時伝送を行うため、通常操作は必要ない。なお、中央制御室で警報を常時監視する。</p> <p>(e) SPDS データ表示装置 操作手順は、「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。</p> <p>(f) 運転指令設備 中央制御室の運転員等、緊急時対策所 (指揮所) 又は緊急時対策所 (緊急時対策棟内) の緊急時対策本部委員及び屋内外の重大事故等対策委員は、ベージング装置又はデジタル無線ベージング装置を使用し、相互に通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. ベージング装置 ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、使用チャンネル及び呼出エリアを選択し、連絡する。</p> <p>ii. デジタル無線ベージング装置 ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、端末の電源を「入」操作し、電波の受信状態を確認する。 ② 一般の携帯電話機と同様の操作により、電話番号をダイヤルし、連絡する。 ③ 使用中に充電池の残量がなくなった場合は、別の端末を使用する。 ④ 使用後は、電源を「切」操作する。</p> <p>(g) 電力保安通信用電話設備 中央制御室の運転員等、緊急時対策所 (指揮所) 又は緊急時対策所 (緊急時対策棟内) の緊急時対策本部委員及び屋内外の重大事故等対策委員は、保安電話及び衛星電話を使用し、相互に通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 保安電話 ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般の電話機、携帯電話機又はFAXと同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡す</p>		<p>・非常事態対策基準 (既存) ・技術基準 (既存) ・通信連絡設備管理要領 (既存)</p> <p>・非常事態対策基準 (既存) ・技術基準 (既存) ・通信連絡設備管理要領 (既存)</p> <p>・非常事態対策基準 (既存) ・技術基準 (既存) ・通信連絡設備管理要領 (既存)</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p> <p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p> <p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可		設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可		原子炉施設保安規定 記載すべき内容		記載の考え方		該当規定文書		社内規定文書 記載内容の概要	
通信連絡を行う場合の優先順位は、多様性拡張設備である運転指令設備、電力保安通信用電話設備及び無線連絡設備のうち無線通話装置（固定型、モニタリングカー）の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星携帯電話設備、無線連絡設備のうち無線通話装置（携帯型）及び携帯型通話設備を使用する。	② 携帯型端末の充電の残量がなくなつた場合は、別の端末を使用する。 ii. 衛星電話 ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般の電話機又はFAXと同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。 (以下、省略)	(2) 計測等を行った時に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する手順等 直流通電喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び格納容器破損防止に必要なパラメータ、使用済燃料ピット水位（広域）、使用済燃料ピット周辺線量率、発電所周辺の放射線量等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所内）により発電所内の必要な場所で共有する場合、現場と中央制御室との連絡には携帯型通話設備を使用し、現場又は中央制御室と緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）との連絡には衛星携帯電話設備を使用する。 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。 (以下、省略)	1 計測等を行った時に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する手順等、緊急時対策本部は、直流通電喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び原子力格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所内）により発電所内の必要な場所で共有する場合、現場と中央制御室との連絡には携帯型通話設備を使用し、現場又は中央制御室と緊急時対策所（指揮所）との連絡には衛星携帯電話設備を使用する。 また、全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。	緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）と本店、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行うために、衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビスシステム、IP 電話、IP-FAX 等）を使用する。 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。 (2) データ伝送設備（発電所外）により、国の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ、必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）を使用する。	緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）と本店、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行うために、衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビスシステム、IP 電話、IP-FAX 等）を使用する。 (1) 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等	緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）と本店、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行うために、衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビスシステム、IP 電話、IP-FAX 等）を使用する。 (1) 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等	緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）と本店、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行うために、衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビスシステム、IP 電話、IP-FAX 等）を使用する。 (1) 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等	非常事態対策基準（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存）	非常事態対策基準（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存）	設置変更許可申請書の變更内容を反映	設置変更許可申請書の變更内容を反映
設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	通信連絡を行う場合の優先順位は、多様性拡張設備である運転指令設備、電力保安通信用電話設備及び無線連絡設備のうち無線通話装置（固定型、モニタリングカー）の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星携帯電話設備、無線連絡設備のうち無線通話装置（携帯型）及び携帯型通話設備を使用する。	(2) 計測等を行った時に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する手順等 直流通電喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び格納容器破損防止に必要なパラメータ、使用済燃料ピット水位（広域）、使用済燃料ピット周辺線量率、発電所周辺の放射線量等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所内）により発電所内の必要な場所で共有する場合、現場と中央制御室との連絡には携帯型通話設備を使用し、現場又は中央制御室と緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）との連絡には衛星携帯電話設備を使用する。 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。 (以下、省略)	1.19.2.2 発電所外（社内外）との通信連絡 (1) 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等 重大事故等が発生した場合において、通信設備（発電所外）により、緊急時対策本部員が、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）と本店、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行うために、衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビスシステム、IP 電話、IP-FAX 等）を使用する。 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。 また、データ伝送設備（発電所外）により、国の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ、必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）を使用する。	緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）と本店、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行うために、衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビスシステム、IP 電話、IP-FAX 等）を使用する。 (1) 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等	緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）と本店、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行うために、衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビスシステム、IP 電話、IP-FAX 等）を使用する。 (1) 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等	緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）と本店、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行うために、衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビスシステム、IP 電話、IP-FAX 等）を使用する。 (1) 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等	緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）と本店、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行うために、衛星携帯電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビスシステム、IP 電話、IP-FAX 等）を使用する。 (1) 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等	非常事態対策基準（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存）	非常事態対策基準（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存）	設置変更許可申請書の變更内容を反映	設置変更許可申請書の變更内容を反映

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p><u>る。</u> (以下、省略)</p>	<p>(中略)</p> <p>b. 操作手順 (a) 衛星携帯電話設備 緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策本部要員は、衛星携帯電話（固定型）を使用し、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等へ通信連絡を行う。また、発電所外でモニタリングを行う緊急時対策本部要員は、衛星携帯電話（携帯型）を使用し、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策本部要員へ通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 衛星携帯電話（固定型）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般の電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。</p> <p>ii. 衛星携帯電話（携帯型）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、屋外で電源を「入」操作し、充電電池の残量及び電波の受信状態を確認する。</p> <p>② 充電電池の残量が少ない場合、予備の充電電池と交換する。</p> <p>③ 使用する端末と共に予備の充電電池を携帯する。</p> <p>④ 一般の携帯電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。</p> <p>⑤ 使用中に充電電池の残量が少なくなった場合は、予備の充電電池と交換する。</p> <p>⑥ 使用後は、屋外で電源を「切」操作する。</p> <p>(b) 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策本部要員は、統合原子力防災ネットワークに接続するテレビ会議システム、IP電話、衛星通信装置（電話）及びIP-FAXを使用し、本店、国及び地方公共団体へ通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. テレビ会議システム</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、モニタの電源を「入」操作後、テレビ会議システムの待ち受け画面を確認し、通信が可能な状態とする。</p>			<p>・非常事態対策基準（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存）</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>
				<p>・非常事態対策基準（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存）</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>② 操作端末により、通信先と接続する。 ③ 使用後は、モニタの電源を「切」操作する。</p> <p>ii. IP電話 ① 手順書の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般の電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。</p> <p>iii. 衛星通信装置（電話） ① 手順書の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般の電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。</p> <p>iv. IP-FAX ① 手順書の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般のFAXと同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。</p> <p>(中略)</p> <p>(d) 加入電話設備 緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策本部要員は、加入電話を使用し、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等へ通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 加入電話 ① 手順書の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般の電話機、携帯電話又はFAXと同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。</p> <p>② 携帯型端末の充電電池の残量がなくなつた場合は、別の端末を使用する。</p> <p>(e) 電力保安通信用電話設備 緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策本部要員は、保安電話及び衛星電話を使用し、本店、他の原子力発電所等へ通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 保安電話 ① 手順書の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般の電話機、携帯電話又はFAXと同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。</p>			<ul style="list-style-type: none"> 非常事態対策基準（既存） 技術基準（既存） 通信連絡設備管理要領（既存） <ul style="list-style-type: none"> 設置変更許可申請書の変更内容を反映する。 	<ul style="list-style-type: none"> 非常事態対策基準（既存） 技術基準（既存） 通信連絡設備管理要領（既存） <ul style="list-style-type: none"> 設置変更許可申請書の変更内容を反映する。

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 該当規定文書	記載内容の概要
	<p>② 携帯型端末の充電電池の残量がなくなつた場合は、別の端末を使用する。</p> <p>ii. 衛星電話</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般の電話機又はFAXと同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。</p> <p>(f) テレビ会議システム（社内） 緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策本部委員は、テレビ会議システム（社内）により、本店、他の原子力発電所等へ通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. テレビ会議システム（社内）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、モニタの電源を「人」操作後、テレビ会議システムの待ち受け画面を確認し、通信可能な状態とする。</p> <p>② 操作端末により、通信先と接続する。</p> <p>③ 使用後は、モニタの電源を「切」操作する。</p> <p>(g) 無線連絡設備 緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策本部委員は無線通話装置（固定型）を使用する。発電所外でモニタリングを行う緊急時対策本部委員は、無線通話装置（携帯型、モニタリングカー）を使用する。</p> <p>これらの無線連絡設備を用いて相互に通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 無線通話装置（固定型）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、通話ボタンを押し、連絡する。</p> <p>ii. 無線通話装置（携帯型）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、屋外で電源を「入」操作し、充電電池又は乾電池の残量及び電波の受信状態を確認する。</p> <p>② 充電電池又は乾電池の残量が少ない場合、予備の充電電池又は乾電池と交換する。</p> <p>③ 通話チャネルの設定が必要な端末は、事前に取り決めた通話チャネルに設定されていることを確認する。</p> <p>④ 使用する端末と共に予備の充電電池又は乾電池を携帯する。</p>			<p>・非常事態対策基準（既存）</p> <p>・技術基準（既存）</p> <p>・通信連絡設備管理要領（既存）</p> <p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>	<p>・非常事態対策基準（既存）</p> <p>・技術基準（既存）</p> <p>・通信連絡設備管理要領（既存）</p> <p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に必要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所外）により発電所外（社内外）の必要な場所へ共有する。緊急時対策所（指種所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）と本店、国、地方公共団体等との連絡には衛星携帯電話設備及び統合原子炉防災ネットワークに接続する通信設備（テレビ会議システム、IP 電話、IP-FAX 等）を使用する。</p>	<p>⑤ 通話ボタンを押し、連絡する。 ⑥ 使用中に充電電池又は乾電池の残量が少なくなつた場合は、予備の充電電池又は乾電池と交換する。 ⑦ 使用後は、屋外で電源を「切」操作する。</p> <p>iii. 無線通話装置（モニタリングカー） ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話確認を行う場合は、電源を「入」操作する。 ② 通話ボタンを押し、連絡する。 ③ 使用後は、電源を「切」操作する。</p> <p>(中略)</p> <p>d. 優先順位 緊急時対策所（指種所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策本部要員が、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行う場合、統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP 電話、IP-FAX 等）並びに多様性拡張設備である加圧水炉（社内）及び無線連絡設備（テレビ会議システム、衛星携帯電話設備）の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星携帯電話設備を使用する。</p> <p>なお、統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP 電話、IP-FAX 等）については、緊急時対策所（指種所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の立ち上げ時から使用する。テレビ会議システム（社内）は、緊急時対策所（指種所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）と本店、他の原子炉発電所等との通信連絡用として必要に応じて使用する。</p>	<p>1 計測等を行った時に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所へ共有する手順等 緊急時対策本部は、直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所外）により発電所外（社内外）の必要な場所へ共有する。緊急時対策所（指種所）と本店、国、地方公共団体等との連絡には衛星携帯電話設備及び統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP 電話、IP-FAX 等）を使用する。また、全交流動力電源喪失時は、代替電</p>	<p>・設置変更許可申請書の變更内容を反映</p>	<p>・非常事態対策基準（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存）</p> <p>・多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の變更内容を反映する。</p>	<p>社内規定文書 記載内容の概要</p>
<p>直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に必要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所外）により発電所外（社内外）の必要な場所へ共有する。緊急時対策所（指種所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）と本店、国、地方公共団体等との連絡には衛星携帯電話設備及び統合原子炉防災ネットワークに接続する通信設備（テレビ会議システム、IP 電話、IP-FAX 等）を使用する。</p>	<p>(2) 計測等を行った時に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所へ共有する手順等 直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び格納容器破損防止に必要なパラメータ等、使用済燃料ピット水位（広域）、使用済燃料ピット周辺線量率、発電所周辺の放射線量等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所外）により発電所外（社内外）の必要な場所へ共有する。緊急時対策所（指種所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）と本店、国、地方公共団体等との連絡には衛星携帯電話設備及び統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP 電</p>	<p>1 計測等を行った時に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所へ共有する手順等 緊急時対策本部は、直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所外）により発電所外（社内外）の必要な場所へ共有する。緊急時対策所（指種所）と本店、国、地方公共団体等との連絡には衛星携帯電話設備及び統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP 電話、IP-FAX 等）を使用する。また、全交流動力電源喪失時は、代替電</p>	<p>・設置変更許可申請書の變更内容を反映</p>	<p>・非常事態対策基準（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存）</p>	<p>社内規定文書 記載内容の概要</p>

設置変更許可申請書【本文】 H29.02.08 許可		設置変更許可申請書【添付書類】 H29.02.08 許可		原子炉施設保安規定 記載すべき内容		社内規定文書 記載内容の概要	
【電池を含む。】により、これらの設備へ給電する。 (以下、省略)		【話、IP-FAX等】を使用する手順を整備する。 (以下、省略)		記載の考え方		該当規定文書	
<p>(配慮すべき事項) 電源確保 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備により、衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）、統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等）、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置へ給電する。 給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」及び「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。</p>	<p>1.19.2.3 代替電源設備から給電する手順等 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備により、衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）、統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等）、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置へ給電する。 給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」及び「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。</p>	<p>（配慮すべき事項） 3 代替電源設備から給電 当直機長及び緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時、代替電源設備により、衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）、統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等）、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置へ給電する。 給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」及び表-18「緊急時対策所の居住性等に関する手順等（緊急時対策所（指播所））」参照</p>	<p>源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p>	<p>統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備等の設置場所変更に伴い、主語を追加する。</p>	<p>・非常事態対策基準（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存）</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>	
<p>（配慮すべき事項） 電源確保 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備により、衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）、統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等）、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置へ給電する。 給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」及び「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。</p>	<p>衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（携帯型）無線連絡設備のうち無線通話装置（充電型）及び携帯型通話装置は、充電電池又は充電電池を用いるものについては、使用前及び使用中の充電電池の残量確認で、残量が少ない場合、予備の充電電池と交換することにより継続して通話を可能とし、使用後の充電電池は、中央制御室、緊急時対策所（指播所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の電源から充電する。 充電電池を用いるものについては、使用前及び使用中の充電電池の残量確認で、残量が少ない場合、予備の充電電池と交換することにより7日間以上継続しての通話を可能とする。</p>	<p>（配慮すべき事項） 3 代替電源設備から給電 当直機長及び緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時、代替電源設備により、衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）、統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等）、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置へ給電する。 給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」及び表-18「緊急時対策所の居住性等に関する手順等（緊急時対策所（指播所））」参照</p>	<p>源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p>	<p>統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備等の設置場所変更に伴い、主語を追加する。</p>	<p>・非常事態対策基準（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存）</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>	

工事計画で抽出された運用内容整理

目 次

1. 工事計画認可申請書記載内容の保安規定への反映に関する考え方
2. 工事計画認可申請書記載内容の保安規定への反映

1. 工事計画認可申請書記載内容の保安規定への反映に関する考え方

川内原子力発電所1, 2号炉工事計画認可申請に当たって、基本設計方針に運用を定める箇所については、「設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書」の「添付-2 技術基準規則ごとの基本設計方針の作成に当たっての基本的な考え方」に下記の通り記載している。

(記載箇所抜粋)

5. 基本設計方針の作成に当たっては、必要に応じ、以下に示す考え方で作成する。

(2) 設置変更許可申請書本文記載事項のうち「運用」は、「基本設計方針」として、運用の継続的改善を阻害しない範囲で必ず遵守しなければならない条件がわかる程度の記載を行うとともに、運用を定める箇所(QMSの2次文書で定める場合は「保安規定」を記載)の呼びみを記載し、必要に応じ、当該施設に関連する別表第二に示す添付書類の中でその運用の詳細を記載する。

また、技術基準規則の本文・解釈への適合性を確保する観点で、設置変更許可申請書本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。

上記の整理を踏まえ、川内原子力発電所1, 2号炉工事計画認可申請書の「基本設計方針」の記載事項のうち、従来の記載から新たに「保安規定に定める」旨を追記している事項はすべて抽出を行い、保安規定に規定する。

また、「保安規定に定める」旨を明記してはいないが、「基本設計方針」及び「添付書類」において「運用とし、管理する」などの記載により、明らかに運用側で担保すべきと考える事項についても抽出を行い、「保安規定変更に係る基本方針」[記載箇所：2-2,2-3 頁]に記載している「保安規定に記載すべき事項について」及び「下部規定に記載すべき事項について」に基づき、保安規定又は下部規定に規定する。

2. 工事計画認可申請書記載内容の保安規定への反映

- (1) 川内原子力発電所 1 号炉工事計画認可申請書記載内容のうち、
保安規定へ反映する事項及び保安規定への記載内容 (別紙－ 1)

- (2) 川内原子力発電所 2 号炉工事計画認可申請書記載内容のうち、
保安規定へ反映する事項及び保安規定への記載内容 (別紙－ 2)

2. 工事計画認可申請書記載内容の保安規定への反映

- (1) 川内原子力発電所 1 号炉工事計画認可申請書記載内容のうち、
保安規定へ反映する事項及び保安規定への記載内容

運用に係る記載の抽出（基本設計方針）

下線：運用に係る記載箇所

u003c/divu003e

工認		号 番	
資料名	項目	記載内容	備考
1 4 放射線施設の基本設計方針	1. 放射線管理施設 1.1 放射線管理用計測装置 1.1.2 エリアモニタリング設備	<p>エリアモニタリング設備のうち緊急時対策所（指揮所）に設ける緊急時対策所エリアモニタ（1.1.2 号機共用）は、重大事故等時に緊急時対策所（指揮所）内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定し、計測結果を記録及び保存できる設計とする。</p> <p><u>重大事故等時に使用するエリアモニタリング設備の計測結果の記録の管理については保安規定に定める。</u></p>	<p>（記 録）</p> <p>第131条 各課（室、センター）長は、表131-1及び表131-2に定める保安に関する記録を適正に*1作成（表131-1（1）を除く。）し、保存する。ただし、表131-1（3）の記録については、原子力部門（原子力発電本部長、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び発電所組織）が作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2 保安に関する組織は、表131-3に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>※1：適正とは、不正行為がなされていないこと（以下、本条において同じ）。</p>
		131条	

- 4 -

128

		工認		保安規定		
番号	資料番号	項目	記載内容	条	記載内容	備考
2	添付資料5 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書	4. 火災発生防止 4.1 緊急時対策所(指揮所)に係る重大事故等対処施設の火災発生防止について (1) 発火性又は引火性物質に対する火災の発生防止対策 a. 潤滑油及び燃料油を内包する設備に対する火災の発生防止対策 (e) 潤滑油及び燃料油の貯蔵	緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクは、タンク容量の設計として7日間(168時間)の外部電源喪失に対して緊急時対策所用発電機車を連続運転するために必要な量(約75k0)とし、この容量に補充時の運用を考慮した量にとどめて貯蔵することを火災防護計画にて定め管理する。	添付2	1.5 手順書の整備 (1) 防災課長は、原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、以下の項目を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。 <中 略> ウ 重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画を考慮した火災の発生防止並びに火災の早期感知及び消火の2つの深層防護の概念に基づく火災防護対策	
3	添付資料5 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書	4. 火災発生防止 4.1 緊急時対策所(指揮所)に係る重大事故等対処施設の火災発生防止について (2) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉の対策 a. 可燃性の蒸気	油内包機器を設置する火災区域又は火災区画は、潤滑油及び燃料油が設備の外部へ漏えいしても、引火点が室内温度よりも高い場合、可燃性蒸気を発生するおそれはない。火災区域又は火災区画において有機溶剤を使用する場合は、使用する作業場所の局所排気を行うとともに、建屋の給気ファン及び排気ファンによる機械換気によって、有機溶剤の滞留を防止する。このため、引火点が室内温度及び機器運転時の温度よりも高い潤滑油及び燃料油を使用すること並びに火災区域又は火災区画における有機溶剤を使用する場合は、滞留防止対策について、火災防護計画に定め管理する。	添付2	1.5 手順書の整備 (1) 防災課長は、原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、以下の項目を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。 <中 略> ウ 重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画を考慮した火災の発生防止並びに火災の早期感知及び消火の2つの深層防護の概念に基づく火災防護対策	

		工認			保安規定	
番号	資料番号	資料名	項目	記載内容	条	記載内容
4	添付資料5	発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書	4. 火災発生防止 4.1 緊急時対策所(指揮所)に係る重大事故等対処施設の火災発生防止について (2) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉の対策 b. 可燃性の微粉	火災区域又は火災区画には、「工場電気設備防爆指針」に記載される「可燃性粉じん(石炭のように空気中の酸素と発熱反応を起し爆発する粉じん)」や「爆発性粉じん(金属粉じんのように空気中の酸素が少ない雰囲気又は二酸化炭素中でも着火し、浮遊状態では激しい爆発を生じる粉じん)」のような可燃性の微粉を発生する常設設備はないことから、可燃性の微粉が発生するおそれはない。 「工場電気設備防爆指針」に記載される微粉を発生する仮設設備及び静電気が溜まるおそれがある設備を設置しないことを火災防護計画に定め管理する。	添付2	1.5 手順書の整備 (1) 防災課長は、原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、以下の項目を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。 <中 略> ウ 重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画を考慮した火災の発生防止並びに火災の早期感知及び消火の2つの深層防護の概念に基づく火災防護対策
5	添付資料5	発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書	4. 火災発生防止 4.1 緊急時対策所(指揮所)に係る重大事故等対処施設の火災発生防止について (6) 緊急時対策所(指揮所)の火災の発生防止対策	緊急時対策所(指揮所)の火災の発生防止として、チャコールフィルタ及び微粒子フィルタを密閉した金属製の容器内に貯蔵する必要がある。 チャコールフィルタ及び微粒子フィルタは、金属製の容器や不燃シートに包んで保管することを火災防護計画に定め管理する。	添付2	1.5 手順書の整備 (1) 防災課長は、原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、以下の項目を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。 <中 略> ウ 重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画を考慮した火災の発生防止並びに火災の早期感知及び消火の2つの深層防護の概念に基づく火災防護対策

		工認		保安規定		
番号	資料番号	項目	記載内容	条	記載内容	備考
6	添付資料5	<p>4. 火災発生防止</p> <p>4.1 緊急時対策所(指槽所)に係る重大事故等対処施設の火災発生防止について</p> <p>(7) 電気室の目的外使用の禁止</p>	<p>電気室である電気計装用電源機械室は、電源供給に火災影響を与えような可燃性の資機材等を保管せず、電源供給のみに使用することを火災防護計画に定め管理する。</p>	添付2	<p>1.5 手順書の整備</p> <p>(1) 防災課長は、原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、以下の項目を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p><中 略></p> <p>ウ 重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画を考慮した火災の発生防止並びに火災の早期感知及び消火の2つの深層防護の概念に基づく火災防護対策</p>	
7	添付資料5	<p>5. 火災の感知及び消火</p> <p>5.2 消火設備について</p> <p>5.2.2 機能設計</p> <p>(4) 消火設備の設計</p> <p>e. 消火設備の自然現象に対する考慮</p> <p>(a) 凍結防止対策</p>	<p>気温の低下時においても消火設備の機能を維持する設計とするため、川内原子力発電所気象観測所に設置する温度計を中央制御室で監視し、外気温度が2℃以下となれば、温度計を監視強化し、外気温度が0℃まで低下した場合、運転基準に定めた手順に基づき、屋外の消火栓及び消火配管の凍結を防止するために、消火栓及び消火配管の凍結を防止するための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p><中 略></p> <p>ケ 屋外消火配管の凍結防止対策の対応 当直課長は、外気温度が0℃まで低下した場合、屋外の消火設備の凍結を防止するために消火栓及び消火配管のブロー弁を微開する。</p>	添付2	<p>1.5 手順書の整備</p> <p>(2) 各課長(当直課長を除く)は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p><中 略></p> <p>ケ 屋外消火配管の凍結防止対策の対応 当直課長は、外気温度が0℃まで低下した場合、屋外の消火設備の凍結を防止するために消火栓及び消火配管のブロー弁を微開する。</p>	

番号	8	添付資料 8	通信設備に関する説明書	3. 施設の設計方針 3.1 通信連絡設備 (発電所内)	工認	項目	<p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信設備 (発電所内) として、第1表に示す必要な数量の衛星携帯電話設備及び携帯型通話設備を緊急対策棟 (指揮所) に設置又は保管する。</p>	記載内容	<p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信設備 (発電所内) として、第1表に示す必要な数量の衛星携帯電話設備及び携帯型通話設備を緊急対策棟 (指揮所) に設置又は保管する。</p>	記載内容	<p>保安規定</p>	備考	8-20-1 通信連絡 (続き) は次頁に示す。																																																																							
83 条																																																																																				
<p style="text-align: center;">表 33-20 通信連絡を行うために必要な設備</p> <p style="text-align: center;">33-20-1 通信連絡</p> <table border="1" data-bbox="512 483 1337 1003"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">設備</th> <th rowspan="2">所要数・系統数⁽¹⁾</th> <th rowspan="2">適用モード</th> <th colspan="3">所要数・系統数を満足できない場合の措置⁽²⁾</th> <th colspan="2">確認事項</th> </tr> <tr> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">通信連絡設備</td> <td>衛星携帯電話設備</td> <td>11台</td> <td>モード1、2、3及び4</td> <td>A. 動作可能な衛星携帯電話設備、無線伝送設備又はSISデータ表示装置⁽³⁾が所要数を満足していない場合</td> <td>A.1 技術課長は、当該設備を動作可能な状態に戻す。 又は A.2 技術課長は、代替措置⁽⁴⁾を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td>10日⁽⁵⁾ 10日</td> <td>衛星携帯電話設備の通話確認を実施する。</td> <td>1か月に1回 (固定型)</td> <td>技術課長及び安全管理課長</td> </tr> <tr> <td>無線伝送設備</td> <td>8台</td> <td></td> <td>B. 動作可能な無線伝送設備の所要数を満足していない場合</td> <td>B.1 当主任課長は、当該設備を動作可能な状態に戻す。 又は B.2 当主任課長は、代替措置⁽⁴⁾を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td>10日 10日</td> <td>無線伝送設備の通話確認を実施する。</td> <td>3か月に1回 (携帯型)</td> <td>技術課長及び保修課長</td> </tr> <tr> <td>携帯型通話設備</td> <td>21台</td> <td></td> <td>C. 緊急時通話パラメータ伝送システム (SPTS)⁽⁶⁾が動作不能である場合 又は 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備⁽⁷⁾が動作不能である場合</td> <td>C.1 技術課長は、当該設備を動作可能な状態に戻す。 又は C.2 技術課長は、代替措置⁽⁴⁾を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td>10日⁽⁵⁾ 10日</td> <td>携帯型通話設備の通話確認を実施する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>発電課長及び保修課長</td> </tr> <tr> <td>SISデータ表示装置</td> <td>2台</td> <td></td> <td>B. 条件A、B又はCの措置を完了時間以内に達成できない場合</td> <td>D.1 当主任課長は、モード3にする。 及び D.2 当主任課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> <td>SISデータ表示装置の伝送確認を実施する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>技術課長</td> </tr> <tr> <td>緊急時通話パラメータ伝送システム (SPTS)</td> <td>1系⁽⁸⁾</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>緊急時通話パラメータ伝送システム (SPTS) の伝送確認を実施する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>技術課長</td> </tr> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</td> <td>テレビ会議システム IP電話 衛星通信装置 (高圧) IP-FAX</td> <td>1系⁽⁸⁾</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>テレビ会議システム、IP電話、衛星通信装置 (電話)、IP-FAXの通信確認を実施する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>技術課長</td> </tr> </tbody> </table>															項目	設備	所要数・系統数 ⁽¹⁾	適用モード	所要数・系統数を満足できない場合の措置 ⁽²⁾			確認事項		条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	通信連絡設備	衛星携帯電話設備	11台	モード1、2、3及び4	A. 動作可能な衛星携帯電話設備、無線伝送設備又はSISデータ表示装置 ⁽³⁾ が所要数を満足していない場合	A.1 技術課長は、当該設備を動作可能な状態に戻す。 又は A.2 技術課長は、代替措置 ⁽⁴⁾ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日 ⁽⁵⁾ 10日	衛星携帯電話設備の通話確認を実施する。	1か月に1回 (固定型)	技術課長及び安全管理課長	無線伝送設備	8台		B. 動作可能な無線伝送設備の所要数を満足していない場合	B.1 当主任課長は、当該設備を動作可能な状態に戻す。 又は B.2 当主任課長は、代替措置 ⁽⁴⁾ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日 10日	無線伝送設備の通話確認を実施する。	3か月に1回 (携帯型)	技術課長及び保修課長	携帯型通話設備	21台		C. 緊急時通話パラメータ伝送システム (SPTS) ⁽⁶⁾ が動作不能である場合 又は 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 ⁽⁷⁾ が動作不能である場合	C.1 技術課長は、当該設備を動作可能な状態に戻す。 又は C.2 技術課長は、代替措置 ⁽⁴⁾ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日 ⁽⁵⁾ 10日	携帯型通話設備の通話確認を実施する。	3か月に1回	発電課長及び保修課長	SISデータ表示装置	2台		B. 条件A、B又はCの措置を完了時間以内に達成できない場合	D.1 当主任課長は、モード3にする。 及び D.2 当主任課長は、モード5にする。	12時間 56時間	SISデータ表示装置の伝送確認を実施する。	1か月に1回	技術課長	緊急時通話パラメータ伝送システム (SPTS)	1系 ⁽⁸⁾					緊急時通話パラメータ伝送システム (SPTS) の伝送確認を実施する。	1か月に1回	技術課長	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	テレビ会議システム IP電話 衛星通信装置 (高圧) IP-FAX	1系 ⁽⁸⁾				テレビ会議システム、IP電話、衛星通信装置 (電話)、IP-FAXの通信確認を実施する。	1か月に1回	技術課長
項目	設備	所要数・系統数 ⁽¹⁾	適用モード	所要数・系統数を満足できない場合の措置 ⁽²⁾			確認事項																																																																													
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当																																																																											
通信連絡設備	衛星携帯電話設備	11台	モード1、2、3及び4	A. 動作可能な衛星携帯電話設備、無線伝送設備又はSISデータ表示装置 ⁽³⁾ が所要数を満足していない場合	A.1 技術課長は、当該設備を動作可能な状態に戻す。 又は A.2 技術課長は、代替措置 ⁽⁴⁾ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日 ⁽⁵⁾ 10日	衛星携帯電話設備の通話確認を実施する。	1か月に1回 (固定型)	技術課長及び安全管理課長																																																																											
	無線伝送設備	8台		B. 動作可能な無線伝送設備の所要数を満足していない場合	B.1 当主任課長は、当該設備を動作可能な状態に戻す。 又は B.2 当主任課長は、代替措置 ⁽⁴⁾ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日 10日	無線伝送設備の通話確認を実施する。	3か月に1回 (携帯型)	技術課長及び保修課長																																																																											
	携帯型通話設備	21台		C. 緊急時通話パラメータ伝送システム (SPTS) ⁽⁶⁾ が動作不能である場合 又は 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 ⁽⁷⁾ が動作不能である場合	C.1 技術課長は、当該設備を動作可能な状態に戻す。 又は C.2 技術課長は、代替措置 ⁽⁴⁾ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日 ⁽⁵⁾ 10日	携帯型通話設備の通話確認を実施する。	3か月に1回	発電課長及び保修課長																																																																											
	SISデータ表示装置	2台		B. 条件A、B又はCの措置を完了時間以内に達成できない場合	D.1 当主任課長は、モード3にする。 及び D.2 当主任課長は、モード5にする。	12時間 56時間	SISデータ表示装置の伝送確認を実施する。	1か月に1回	技術課長																																																																											
	緊急時通話パラメータ伝送システム (SPTS)	1系 ⁽⁸⁾					緊急時通話パラメータ伝送システム (SPTS) の伝送確認を実施する。	1か月に1回	技術課長																																																																											
	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	テレビ会議システム IP電話 衛星通信装置 (高圧) IP-FAX	1系 ⁽⁸⁾				テレビ会議システム、IP電話、衛星通信装置 (電話)、IP-FAXの通信確認を実施する。	1か月に1回	技術課長																																																																											

番号	工認			保安規定		
	資料番号	資料名	項目	記載内容	備考	
10	添付資料 19	緊急時対策所の居住性に関する説明書	2. 緊急時対策所(指揮所)の居住性に関する基本方針 2.1 基本方針	<p>緊急時対策所(指揮所)の居住性を確保するためには換気設備を適切に運転し、緊急時対策所(指揮所)内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止する必要がある。このため、放射線管理施設の放射線管理用計測装置により、大気中に放出された放射性物質による放射線量を監視、測定し、換気設備の運転・切替の確実な判断を行う。</p>	<p>操作手順</p> <p>18. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (緊急時対策所 (指揮所))</p> <p>< 中略 ></p> <p>② 対応手段等</p> <p><u>居住性の確保</u></p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所非常用空気浄化設備による放射性物質の侵入低減、緊急時対策所空気加圧設備による希ガス等の放射性物質の侵入防止等の放射線防護措置等により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員等の概はく線量を7日間で100mSvを超えないようにするため、以下の手順等により緊急時対策所(指揮所)の居住性を確保する。</p>	
			添付 3	<p>1 緊急時対策所(指揮所) 立上げの手順</p> <p>緊急時対策本部は、緊急時対策所(指揮所)を使用し、緊急時対策本部を設置するための準備として、緊急時対策所(指揮所)を立上げる。</p> <p>(1) 緊急時対策所非常用空気浄化設備運転手順</p> <p>緊急時対策本部は、居住性確保に必要な扉の閉止を行った後、緊急時対策所非常用空気浄化設備を起動し、放射性物質の侵入を低減する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、緊急時対策所非常用空気浄化設備を起動する。</p> <p>(2) 緊急時対策所加圧設備による空気供給準備手順</p> <p>緊急時対策本部は、緊急時対策所加圧設備の系統構成を行い、漏えい等がないことを確認し、切替の準備を行う。</p> <p>(3) 緊急時対策所(指揮所)内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順</p> <p>緊急時対策本部は、緊急時対策所(指揮所)の</p>		

工認		保安規定					
番号	資料番号	資料名	項目	記載内容	条	記載内容	備考
						<p>居住性確保の観点から、緊急時対策所（指揮所）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う。</p> <p>2 原子力災害対策特別措置法第 10 条特定事象発生時の手順 緊急時対策本部は、原子力災害対策特別措置法第 10 条特定事象が発生した場合、<u>緊急時対策所（指揮所）内へ緊急時対策所エリアモニタを設置し、放射線量の測定を開始する。</u> <u>可搬型エリアモニタのうち、1 号炉及び 2 号炉原子炉格納容器と緊急時対策所（指揮所）の中間位置に配備する可搬型エリアモニタは緊急時対策所（指揮所）内を加圧するための判断に用いる。</u>可搬型エリアモニタ（加圧判断用）を設置する手順は、表 17 「監視測定等に関する手順等」参照。</p> <p>3 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等</p> <p>< 中略 ></p> <p>(2) 緊急時対策所加圧設備への切替準備手順 緊急時対策本部は、可搬型エリアモニタの指示上昇や炉心損傷が生じる等、<u>プルーム放出のおそれがある</u>と判断した場合、<u>パラメータの監視強化</u>及び<u>緊急時対策所非常用空気浄化設備から緊急時対策所加圧設備への切替えのための要員配置を行う。</u></p> <p>(3) 緊急時対策所加圧設備への切替手順 緊急時対策本部は、<u>原子炉格納容器からプルームが放出され、可搬型エリアモニタ（加圧判断用）及び緊急時対策所エリアモニタの指示値が上昇した</u>場合、<u>速やかに緊急時対策所非常用空気浄化設備から緊急時対策所加圧設備へ切替える</u>とともに、<u>緊急時対策所（指揮所）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定結果に応じ、空気流入量を調整する。</u></p>	

番号	工認				保安規定		
	資料番号	資料名	項目	記載内容	条	記載内容	
11	添付資料 19	緊急時対策所の居住性に関する説明書	緊急時対策所(指揮所)の居住性を確保するための防護措置	居住性に係る被ばく評価では、放射性物質が大気中へ放出されている間は、緊急時対策所換気設備の使用により緊急時対策所(指揮所)内を正圧に加圧し、フィルタを通らない空気の流入は考慮しないこととしている。このため、緊急時対策所(指揮所)の建物(緊急時対策所遮蔽含む。)及び緊急時対策所換気設備の性能を維持・管理することで、被ばく評価条件を満足するようにする。また、被ばく評価条件並びに酸素濃度及び二酸化炭素濃度評価条件を満足するよう、緊急時対策所換気設備の機能・性能試験を実施する。	添付 3	<p>(4) <u>緊急時対策所非常用空気浄化設備への切替手順</u></p> <p>緊急時対策本部は、可搬型エリアモニタ(加圧判断用)及び緊急時対策所エリアモニタの指示が低下し、緊急時対策所(指揮所)周辺から希ガスの影響が減少したと判断した場合、緊急時対策所加圧設備から緊急時対策所非常用空気浄化設備へ切替える。</p> <p>(定期事業者検査の実施)</p> <p>第118条の5 所長は、原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括する。</p> <p>2 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備等の所管課とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査実施要領書^{※1}を定め、それを実施する。</p> <p>(3) 検査対象の原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p><中略></p> <p>※1：各号炉の特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他の必要な事項を定めた検査実施要領書を定める。</p> <p>a 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</p>	備考

番号	工認			保安規定	
	資料番号	資料名	項目	記載内容	備考
12	添付資料19	緊急時対策所の居住性に関する説明書	3. 緊急時対策所(指揮所)の居住性を確保するための防護措置 3.1 換気設備等 3.1.1 緊急時対策所換気設備 (3) 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット b. フィルタ除去性能の維持等	(a) 除去性能(効率)については、以下の性能検査を定期的に実施し、確認する。 ・微粒子/より素除去効率検査 ・漏えい率検査及び総合除去効率検査	b 試運転その他の機能及び作動の状況を確認する方法に十分な方法 c a及びbによる方法のほか、「美用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。
83条				83-19-2 居住性の確保 (1) 運転上の制限 運転上の制限 緊急時対策所非常用空気浄化系1系統 ^{※1} 以上が動作可能であること (2) 緊急時対策所加圧設備 ^{※2} が使用可能であること (3) 換気設備設計及び二酸化炭素濃度計の使用が可能であること (4) 緊急時対策所エアモニタの所収が動作可能であること 所収数 運用モード 緊急時対策所非常用空気浄化ファン 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット 空気ポンプ(緊急時対策所用) モールド、2、3、4、5、6 及び使用燃料ピレットに燃料体を圧入している期間 二酸化炭素濃度計 緊急時対策所エアモニタ 可搬型エアモニタ(加圧制御用) ※1：1系統とは、緊急時対策所非常用空気浄化ファン1台及び緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット1基 ※2：緊急時対策所加圧設備とは、空気ポンプ(緊急時対策所用)1,400本以上 ※3：緊急時対策所(指揮所)当たりの台数 ※4：83-18-1「監視測定設備」において運転上の制限を定める。	
				(2) 確認事項 緊急時対策所非常用空気浄化系(ファン及びフィルタユニット)が動作可能であることを確認する。 緊急時対策所非常用空気浄化ファンユニットの1台の所収数(総合除去性能)が90.75%以上であることを確認する。 緊急時対策所加圧設備が使用可能であることを確認する。 換気設備設計 二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。 緊急時対策所エアモニタの機能を確認する。 緊急時対策所エアモニタが動作可能であることを確認する。	

番号	工認		保安規定																																																										
	資料番号	資料名	項目	記載内容																																																									
13	添付資料 19	緊急時の居住性に関する説明書	4. 緊急時対策所 (指揮所) の居住性評価 4.2 酸素濃度及び二酸化炭素濃度評価 4.2.2 評価結果 (2) 必要空気ボンベ本数	<p>「4.2.2 評価結果(1)b. 緊急時対策所加圧設備の空気ボンベを10 時間使用する場合」より、必要な空気ボンベ本数は、1 本あたりの空気容量が7Nm³ のもので、<u>使用量を5.7Nm³/本とした場合、1,400 本となる。</u></p> <p><u>なお、緊急時対策所 (指揮所) 内を加圧するために必要な容量を確保するだけでなく、予測困難なブルームの通過に対して十分な余裕を持つ容量を保管する。</u></p>	<p>83-19-2 居住性の確保</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緊急時対策所非常用空気浄化系</td> <td>(1) 緊急時対策所非常用空気浄化系1系※1</td> <td>1台※1</td> </tr> <tr> <td>(2) 緊急時対策所非常用空気浄化系2系※2</td> <td>1基※2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">緊急時対策所非常用空気浄化フィルターユニット</td> <td>緊急時対策所非常用空気浄化フィルターユニット</td> <td>1,400 本以上※3</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所非常用空気浄化フィルターユニット</td> <td>2個※3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃焼物を貯蔵している期間</td> <td>酸化炭素濃度計</td> <td>2個※4</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>2個※4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">緊急時対策所エリアメニタ</td> <td>可搬型エリアメニタ (切込: 制御用)</td> <td>2個※5</td> </tr> <tr> <td>可搬型エリアメニタ (切込: 制御用)</td> <td>※4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1系とは、緊急時対策所非常用空気浄化ファン1台及び緊急時対策所非常用空気浄化フィルターユニット1基</p> <p>※2：緊急時対策所加圧設備とは、空気を圧入する(緊急時対策所)1,400本以上</p> <p>※3：緊急時対策所(指揮所)当たりの合計所要数</p> <p>※4：(8)-18-1 監視測定設備」において運転上の制限を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所非常用空気浄化系</td> <td>緊急時対策所非常用空気浄化系(ファン及びフィルターユニット)が動作可能であることを確認する。</td> <td>1か月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所非常用空気浄化フィルターユニットのよう素除去効率(除去効率)が99.7% (有機よう素) 以上及び99.9% (無機よう素) 以上であることを確認する。</td> <td>緊急時対策所非常用空気浄化フィルターユニットのよう素除去効率(除去効率)が99.7% (有機よう素) 以上及び99.9% (無機よう素) 以上であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>保修課長</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所加圧設備</td> <td>緊急時対策所加圧設備が動作可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>酸素濃度計</td> <td>酸素濃度計が使用可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所エリアメニタ</td> <td>緊急時対策所エリアメニタの機能を確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>安全管理課長</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所エリアメニタ</td> <td>緊急時対策所エリアメニタが動作可能であることを確認する。</td> <td>3か月に1回</td> <td>安全管理課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設備	所要数	緊急時対策所非常用空気浄化系	(1) 緊急時対策所非常用空気浄化系1系※1	1台※1	(2) 緊急時対策所非常用空気浄化系2系※2	1基※2	緊急時対策所非常用空気浄化フィルターユニット	緊急時対策所非常用空気浄化フィルターユニット	1,400 本以上※3	緊急時対策所非常用空気浄化フィルターユニット	2個※3	モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃焼物を貯蔵している期間	酸化炭素濃度計	2個※4	二酸化炭素濃度計	2個※4	緊急時対策所エリアメニタ	可搬型エリアメニタ (切込: 制御用)	2個※5	可搬型エリアメニタ (切込: 制御用)	※4	項目	確認事項	頻度	担当	緊急時対策所非常用空気浄化系	緊急時対策所非常用空気浄化系(ファン及びフィルターユニット)が動作可能であることを確認する。	1か月に1回	防災課長	緊急時対策所非常用空気浄化フィルターユニットのよう素除去効率(除去効率)が99.7% (有機よう素) 以上及び99.9% (無機よう素) 以上であることを確認する。	緊急時対策所非常用空気浄化フィルターユニットのよう素除去効率(除去効率)が99.7% (有機よう素) 以上及び99.9% (無機よう素) 以上であることを確認する。	1年に1回	保修課長	緊急時対策所加圧設備	緊急時対策所加圧設備が動作可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長	酸素濃度計	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長	二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長	緊急時対策所エリアメニタ	緊急時対策所エリアメニタの機能を確認する。	1年に1回	安全管理課長	緊急時対策所エリアメニタ	緊急時対策所エリアメニタが動作可能であることを確認する。	3か月に1回	安全管理課長	備考
項目	設備	所要数																																																											
緊急時対策所非常用空気浄化系	(1) 緊急時対策所非常用空気浄化系1系※1	1台※1																																																											
	(2) 緊急時対策所非常用空気浄化系2系※2	1基※2																																																											
緊急時対策所非常用空気浄化フィルターユニット	緊急時対策所非常用空気浄化フィルターユニット	1,400 本以上※3																																																											
	緊急時対策所非常用空気浄化フィルターユニット	2個※3																																																											
モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃焼物を貯蔵している期間	酸化炭素濃度計	2個※4																																																											
	二酸化炭素濃度計	2個※4																																																											
緊急時対策所エリアメニタ	可搬型エリアメニタ (切込: 制御用)	2個※5																																																											
	可搬型エリアメニタ (切込: 制御用)	※4																																																											
項目	確認事項	頻度	担当																																																										
緊急時対策所非常用空気浄化系	緊急時対策所非常用空気浄化系(ファン及びフィルターユニット)が動作可能であることを確認する。	1か月に1回	防災課長																																																										
緊急時対策所非常用空気浄化フィルターユニットのよう素除去効率(除去効率)が99.7% (有機よう素) 以上及び99.9% (無機よう素) 以上であることを確認する。	緊急時対策所非常用空気浄化フィルターユニットのよう素除去効率(除去効率)が99.7% (有機よう素) 以上及び99.9% (無機よう素) 以上であることを確認する。	1年に1回	保修課長																																																										
緊急時対策所加圧設備	緊急時対策所加圧設備が動作可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長																																																										
酸素濃度計	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長																																																										
二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3か月に1回	防災課長																																																										
緊急時対策所エリアメニタ	緊急時対策所エリアメニタの機能を確認する。	1年に1回	安全管理課長																																																										
緊急時対策所エリアメニタ	緊急時対策所エリアメニタが動作可能であることを確認する。	3か月に1回	安全管理課長																																																										
			83 条																																																										

２．工事計画認可申請書記載内容の保安規定への反映

- (２) 川内原子力発電所２号炉工事計画認可申請書記載内容のうち、
保安規定へ反映する事項及び保安規定への記載内容

運用に係る記載の抽出（基本設計方針）

下線：運用に係る記載箇所

u003c/divu003e

工認		号 番	
番号	資料名	項目	記載内容
1	4 放射線施設の基本設計方針	1. 放射線管理施設 1.1 放射線管理用計測装置 1.1.2 エリアモニタリング設備	<p>エリアモニタリング設備のうち緊急時対策所（指揮所）に設ける緊急時対策所エリアモニタ（1号機設備、1,2号機共用）は、重大事故等時に緊急時対策所（指揮所）内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定し、計測結果を記録及び保存できる設計とする。</p> <p><u>重大事故等時に使用するエリアモニタリング設備の計測結果の記録の管理については保安規定に定める。</u></p> <p>131 条</p> <p>(記 録) 第131条 各課（室、センター）長は、表131-1及び表131-2に定める保安に関する記録を適正に*1作成（表131-1(1)を除く。）し、保存する。ただし、表131-1(3)の記録については、原子力部門（原子力発電本部長、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び発電所組織）が作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2 保安に関する組織は、表131-3に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>※1：適正とは、不正行為がなされていないことをいう（以下、本条において同じ）。</p>

- 16/E -

140